

通関関係業務編

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第8回 WG	基本 Ⅲ-3	輸出入申告業務における多欄申告対応
・ 「輸入申告（I D C）」業務等、「輸出申告（E D C）」業務等における品目コード等の入力欄数を現行の50欄から99欄に拡大する。				
詳細仕様検討結果				
・ 申告の多欄数化				
申告の多欄数化については、 <u>新規業務の提供によらず、既存の「輸入申告事項登録（I D A）」業務及び「輸出申告事項登録（E D A）」業務等の入力欄数を99欄とする</u> 改変により対応する。				
【参考】				
① 基本仕様の検討時点では、現行業務（I D A、E D A等）の入力欄数を拡大した場合、N A C C Sの処理能力低下が懸念されたため、50欄を超える入力欄数専用の業務を新たに作成することとしていたが、検証の結果、現行業務の入力欄数を100欄程度まで拡大しても、N A C C Sの処理能力に影響がないことが判明している。				
② 入力欄数の最大値を100欄とした場合、I D A業務等の出力情報（輸入申告入力控情報等）の「欄番号」欄の桁数を2桁から3桁に変更する必要が生じ、自社システムの開発に影響する可能性があるため99欄とした。				
※ 自社システム利用者が51欄以上の申告を行う場合は、自社システムを本仕様に合わせて改修する必要がある。				

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（１）
----	----------	--------------	----	--------------	-----------------------

- 輸出入申告等における入出力項目の見直し（下記提示は現時点の案であり継続検討中）

詳細仕様検討結果

1. 輸出申告関連

（１）新規項目追加

項番	共通部／欄部	項目名	概要
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第95条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加（現状は「記事（税関）」欄等を使用している。）。
2	共通部	通知先（仮称）	非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
3	共通部	荷主リファレンスナンバー 荷主セクションコード	荷主における業務管理等の利便性向上を図るため、左記項目を追加する。

（２）既存項目の見直し

項番	共通部／欄部	内容	項目名	概要
1	共通部	欄数増	輸出承認証等識別 輸出承認証番号等	入力欄数を現状の5欄から15欄に増加。
2	共通部	条件付 必須化	バンニング場所コード バンニング場所名 バンニング場所住所1 ※ 都道府県 バンニング場所住所2 ※ 市町村等 バンニング場所住所3 ※ 町域名・番地 バンニング場所住所4 ※ ビル名ほか	（海上のみ） 税関審査に必要な項目であるため、システムから情報を引用できない場合のみ、必須項目とする。
3	共通部	項目 非表示	AWB番号	「海上システムで航空貨物を扱う機能の廃止」に伴い当該項目を出力しない。（海上のみ） ※許可内容変更申請（EAA、UAA）業務は見直し対象外。

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（２）
----	----------	--------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

2. 輸入申告関連

（１）新規項目追加

項番	共通部 欄部	項目名	概要
1	共通部	税関事務管理人輸出入者番号 税関事務管理人受理番号 税関事務管理人名	制度上（関税法第95条等）入力が必要となる場合がある項目であるため追加する。 （現状は「記事（税関）」欄等を使用している。）
2	共通部	事前教示（評価）	関税評価の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として2欄追加する。
3	欄部	事前教示（分類）	品目分類等の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加する。
4	欄部	事前教示（原産地）	原産地の照会に係る事前教示登録番号を入力する項目として追加する。
5	共通部	通知先（仮称）	非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。
6	共通部	荷主リファレンスナンバー 荷主セクションコード	荷主における業務管理等の利便性向上を図るため、左記項目を追加する。
7	共通部	蔵置料金請求先	利便性向上の観点から、保税蔵置場の利用料金請求先の利用者コードを入力する項目として追加する。（航空のみ）

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（3）
----	----------	--------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

（2）既存項目の見直し

項番	共通部 欄部	項目名	見直し 内容	概 要
1	共通部	B／L番号（海上のみ）	桁数増	入力可能な桁数を現状の20桁から35桁に増やす。
2	共通部	輸入承認証等識別 輸入承認証番号等	欄数増	入力可能な欄数を現状の5欄から10欄に増やす。
3	共通部	包括評価申告受理番号	欄数増	入力可能な欄数を現状の1欄から3欄に増やす。 ※課税価格の補正計算は、1欄目にのみ入力された場合に実施する。
4	欄部	原産地証明書識別	桁数増	現状の1桁を4桁に増やし、コード体系の見直しを行う。 ※4. 参照
5	共通部	包括保険番号	桁数増	「損害保険業務のシステム化」に伴い、入力可能な桁数を現状の6桁から8桁に増やす。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 IV-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（4）
----	----------	--------------	----	--------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

3. 輸出入申告における出力項目の見直し

輸出入申告控及び輸出入許可通知書等の帳票については、前記のEDA業務、IDA等における項目の見直し等に加え、以下の項目の見直し等を実施する。

項番	輸出入 区分	項目名	見直し 内容	概 要
1	輸出入 共通	審査区分	桁数増	現状の3桁表示から4桁表示に変更する。
2	輸出入 共通	蔵置税関（仮称）	新規項目	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署名が出力される。
3	輸出入 共通	蔵置税関部門（仮称）	新規項目	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署の通関担当部門が出力される。
4	輸入 のみ	包括評価標準式識別	欄数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。
5	輸入 のみ	包括評価補正区分コード	欄数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。
6	輸入 のみ	包括評価補正式	欄数増 桁数増	「包括評価申告受理番号」の3欄化に伴い、システムが自動補完する左記項目についても現状の1欄から3欄に増やす。加えて補完可能な補正式の桁数を現状の22桁から35桁に増やす。
7	輸入 のみ	輸出の委託者名	桁数増	システムが自動補完する左記項目について、出力可能な桁数を現状の39桁から72桁に増やす。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（５）
----	----------	--------------	----	-------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

４．輸入申告等の入力項目である「原産地証明書識別」欄については、現行NACCSでは１桁で運用しているが、今後のコードの枯渇に対応するため、次期（第６次）NACCSでは以下のとおり４桁とする。

原産地証明書識別コード体系

原産地証明書識別（４桁）の体系＝原産地（申告）種別（２桁）＋原産地証明者等区分（１桁）＋貨物の種類（１桁）

原産地（申告）種別

WK	国定・WTO協定
GS	一般特惠
SG	日シンガポール経済連携協定(EPA)
MX	日メキシコ経済連携協定(EPA)
MY	日マレーシア経済連携協定(EPA)
PH	日フィリピン経済連携協定(EPA)
CL	日チリ経済連携協定(EPA)
TH	日タイ経済連携協定(EPA)
BN	日ブルネイ経済連携協定(EPA)
ID	日インドネシア経済連携協定(EPA)
VN	日ベトナム経済連携協定(EPA)
CH	日スイス経済連携協定(EPA)
IN	日インド包括的経済連携協定(EPA)
PE	日ペルー経済連携協定(EPA)
AU	日オーストラリア経済連携協定(EPA)
AS	日アセアン包括的経済連携協定(EPA)

原産地証明者等区分

T	輸出国当局が発給した原産地証明書（第三者証明）
A	認定輸出者による自己証明（原産地申告）
P	製造者による原産品申告書
E	輸出者による原産品申告書
I	輸入者による原産品申告書
O	原産地証明書等の提出が不要な場合

※「O（オー）」以外は、提出猶予申請を行う場合を含む

「貨物の種類」については、次ページ参照



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第17回	WG	基本 Ⅳ-6-2	輸出入申告における入出力項目の見直し（６）
----	----------	--------------	----	-------------	-----------------------

詳細仕様検討結果

		貨物の種類
一般 特惠	A	自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等、自国関与証明書及び累積加工製造証明書を提出】
	J	自国関与品（暫定令26条第2項該当）で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等及び自国関与証明書を提出】
	B	自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）適用【CO等及び累積加工製造証明書を提出】
	P	自国関与品（暫定令26条第2項該当）以外で、かつ、累積（暫定令26条第3項）非適用【CO等を提出】
	C	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】
	T	少額貨物扱い【CO等提出なし】
	M	特惠用原産地証明書の提出猶予申請を行う貨物
EPA	1	EPA関税割当品目で、EPA関割証明書及び原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出があるもの【EPA関割証明書及びCO等を提出】
	2	EPA関税割当品目でEPA関割証明書があり、少額扱い貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
	3	EPA関税割当品目で、税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【EPA関割証明書提出、CO等提出なし】
	4	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出がある貨物【CO等を提出】
	5	少額扱い貨物【CO等提出なし】
	6	税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認めた貨物【CO等提出なし】
	7	EPAに基づく原産地証明書（若しくは原産品申告書）の提出猶予申請を行う貨物
WTO 国定 協定	G	協定用原産地証明書の提出がある貨物【CO等を提出】
	R	貨物、インボイス等により原産地が確認できる貨物【CO等提出なし】
	S	輸入割当等公表告示三－8に規定する原産地証明書がある貨物【CO等を提出】
	N	原産地が確認できない貨物【CO等提出なし】

※CO等：原産地証明書又は原産品申告書



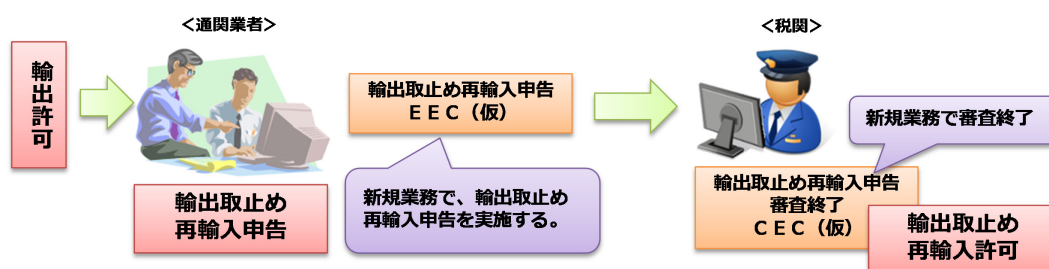
VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（1）
----	----------	------------	------------------	---------------------

- ・ 輸出取止め再輸入手続について、新たにシステム化の対象とする。

詳細仕様検討結果

輸出取止め再輸入申告をNACCSで実施可能とする。

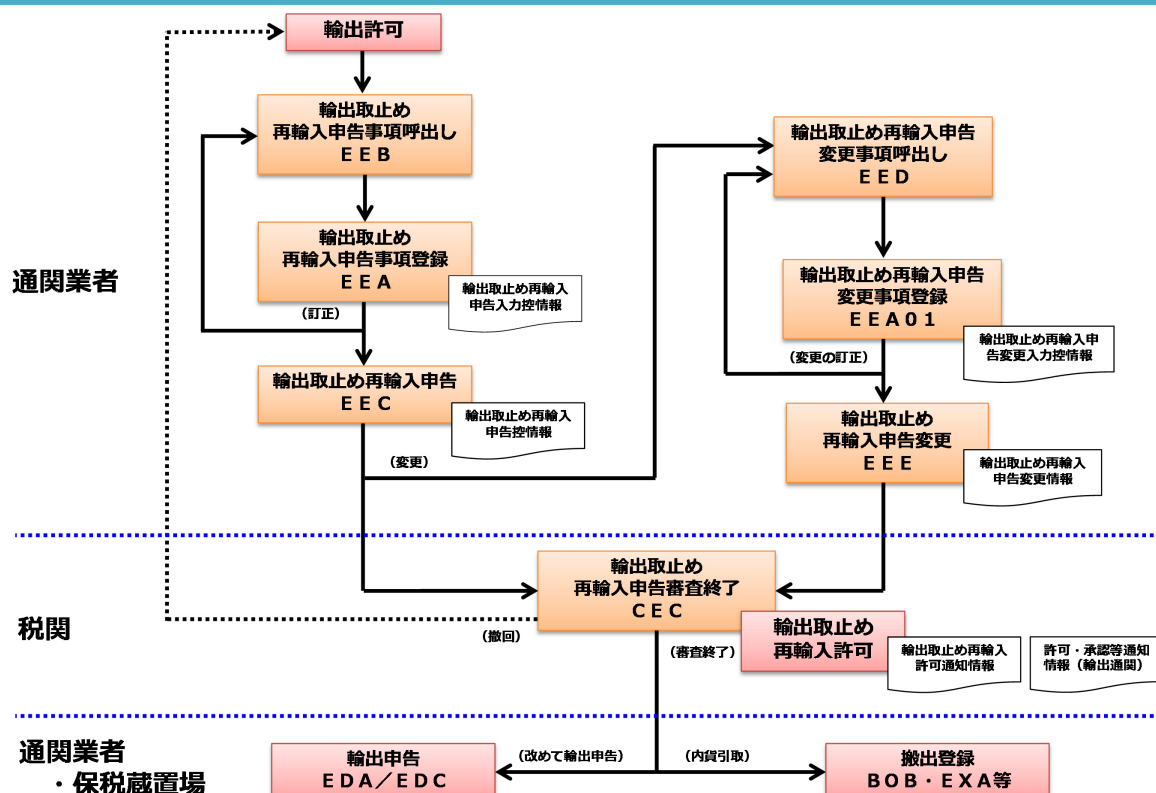


	機能の概要
1	輸出取止め再輸入の事項登録、呼出し、申告、申告変更事項登録、申告変更呼出し、申告変更及び当該申告等に対する税関の審査終了を新設する。なお、呼出し業務においては、輸出許可情報から事項登録に必要な情報を呼出し可能とする。
2	「申告添付登録（MSX）」業務の対象とする。
3	チェック及び処理は、現状の「許可・承認等情報登録（輸出）（PAE）」業務の種別「CEP：輸出取止め再輸入」と同様のものとする。 （例）・輸出取止め再輸入許可により、輸出取止め再輸入申告が許可された旨の「許可・承認等情報登録（輸出通関）」を蔵置場に配信する。 ・海上貨物においては、出港予定年月日以降は輸出取止め再輸入申告が実施できない。
4	輸出取止め再輸入申告が実施されることにより、船積み又は搭載がエラーとなるようにする。なお、当該輸出取止め再輸入申告が撤回された場合は、船積み又は搭載を再度可能にする。

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 WG	基本 IV-5-1-(1)	輸出取止め再輸入手続のシステム化（2）
----	----------	------------	------------------	---------------------

詳細仕様検討結果

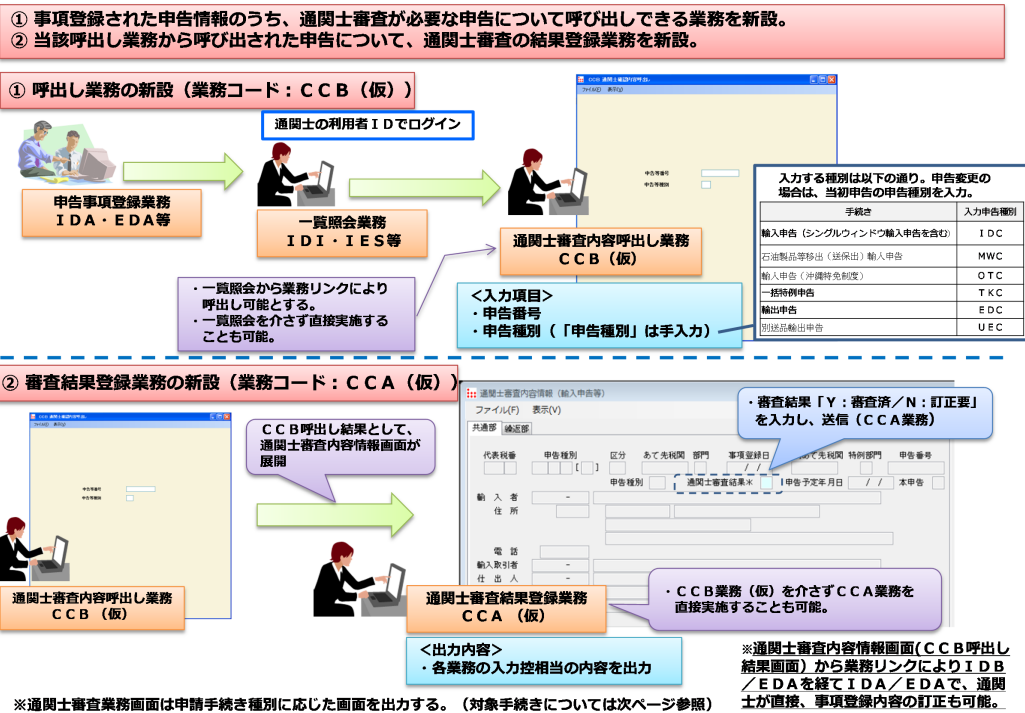


Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（１）
----	----------	-------------------------	-----------------	---------------

- 通関士がその通関士識別符号を使用して輸出入申告等の業務を行う現状の仕組みに加え、利用者の選択により、通関士が輸出入申告等の業務を行う前に当該申告等に係る内容の審査を可能とする業務を新たに設ける。

詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（２）
----	----------	-------------------------	-----------------	---------------

詳細仕様検討結果

1. 通関士審査業務の対象となる申告等手続一覧

対象となる申告・申請手続き（案）	照会対象
輸入申告（IDC）	○
シングルウィンドウ輸入申告（SWC）	○
石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）	○
輸入申告（沖縄特免制度）（OTC）	○
一括特例申告（TKC01）	○
輸入申告変更（IDE）	○
石油製品等移出（総保出）輸入申告変更（MWE）	○
輸入申告変更（沖縄特免制度）（OTE）	○
輸出申告（EDC）	○
輸出許可内容変更申請（EAC）	○
別送品輸出申告（UEC）	○
別送品輸出許可内容変更申請（UAC）	○
輸出申告変更（EDE）	○
別送品輸出申告変更（UEE）	○

2. 「通関士審査内容呼出し（CCB）」業務に業務リンクする各種申告一覧照会業務（IDI、IES等）に、以下の機能を新設する。

- 通関士審査の必要な申告番号を抽出する為、照会種別に「K：通関士審査対象一覧」を追加する
- 一覧照会の出力画面に、通関士審査結果を表示する項目を追加する。

（一覧照会情報の出力画面イメージ）

新規出力項目②
通関士審査結果を出力する項目を追加。
「通関士審査結果」出力表示例

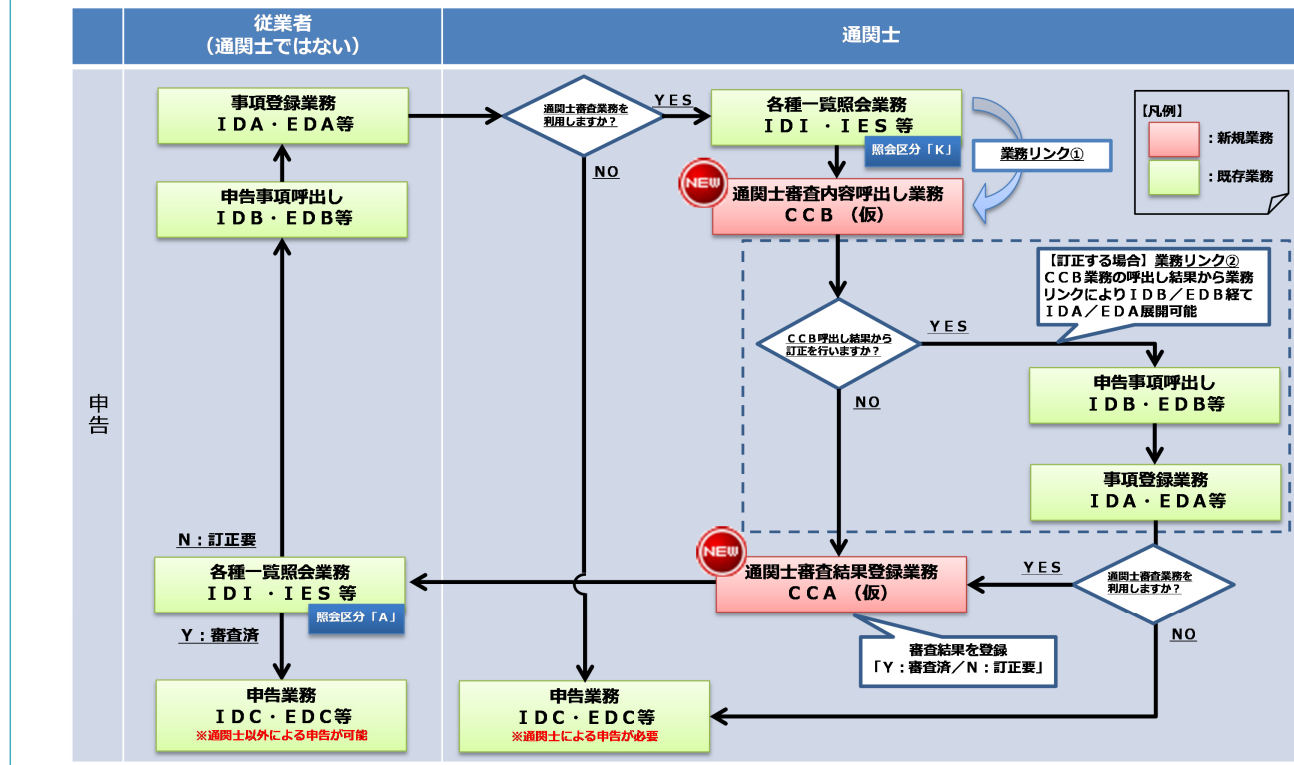
申告の状態	表示
未審査（事項登録済み）	スペース
審査済	Y
訂正要	N
申告済	D

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（3）
----	----------	-------------------------	-----------------	---------------

詳細仕様検討結果

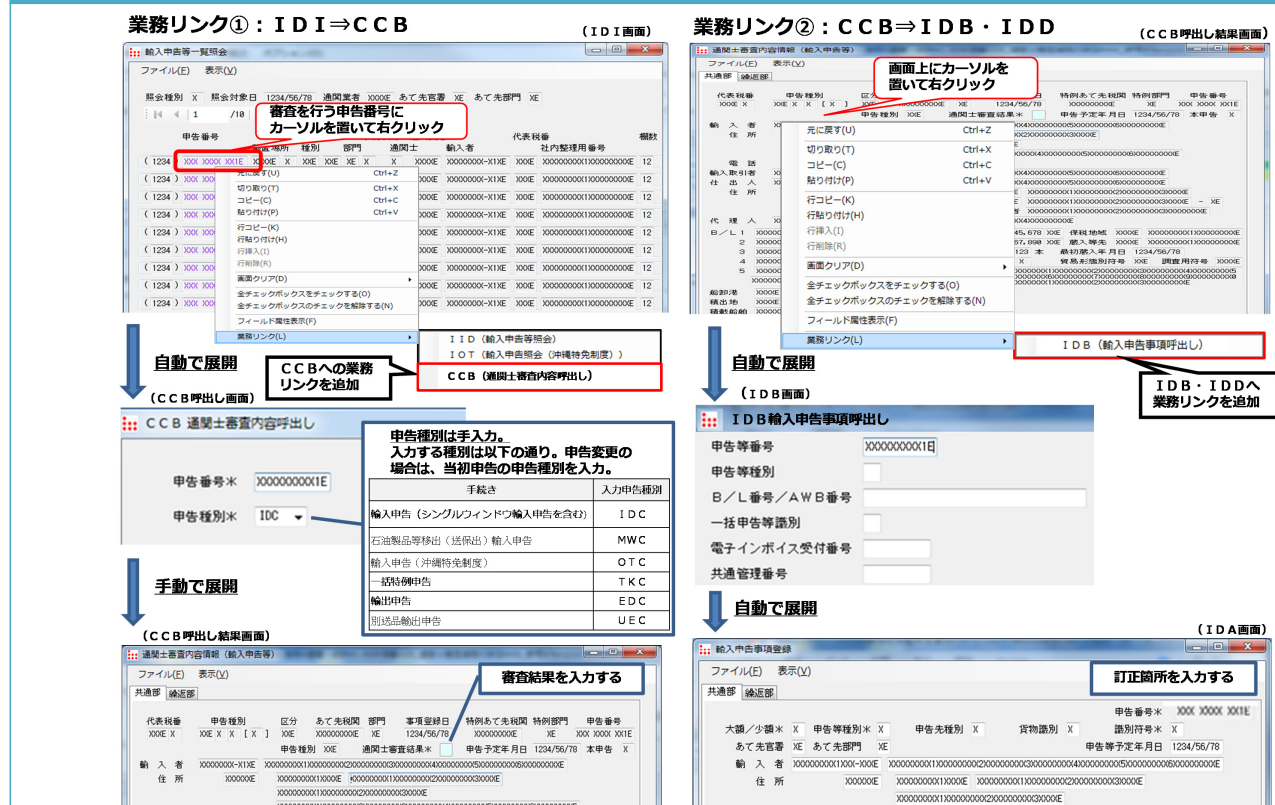
- 申告前に通関士審査業務を行う場合のフロー（案）



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第 9回 第13回 WG 第16回	基本 Ⅳ-5-1-(4)	通関士審査業務の新設（4）
----	----------	-------------------------	-----------------	---------------

詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回	WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（１）
----	----------	--------------	----	-------------	--------------------

- ・ 現在、紙ベースで行われている損害保険業務について、NACCSとのデータ連携による利便性向上について検討し、
① 包括保険申請手続のオンライン業務化、② 当該包括保険による輸入実績のデータ集計・提供 を実施する。

詳細仕様検討結果

1. 包括保険に係る情報を損害保険会社が仮登録、輸入者（海貨業者・通関業者）が本登録する仕組みを構築する。概要は以下のとおり。

※ 現行の書面による包括保険申請については、電子化推進の観点から、第6次NACCS更改後、そのあり方について検討する。

1. 第6次NACCS更改を機に、現行の「包括保険申請」業務手続のほかに、新たに「包括保険確認登録（HKA）（仮）」業務を新設し、包括保険指数を税関を通さずNACCSに直接登録して包括保険扱いを受けることを可能とする。当該登録手続は以下のとおり。
 - ① 輸入者より包括保険扱いの依頼を受けた損害保険会社は、包括保険に係る情報を「包括保険仮事項登録（HHA）（仮）」業務によりNACCSに登録（送信）する。その際、e-mailアドレス（5つまで）を入力しておけば、登録内容・受理番号等を③仮登録時に通知することができる。（保険契約者＝輸入者へ通知することを想定）
 - ② ①の事項登録に基づき、包括保険指数を自動計算のうえ、包括保険受理番号等を返信する。
 - ③ 損害保険会社は、返信の内容を確認し問題が無ければ、「包括保険仮登録（HHC）（仮）」業務を実施すると、①で入力したe-mailアドレス宛に受理番号を含む保険情報が送信される。
 - ④ e-mail で保険情報の通知を受けた輸入者は、保険情報の内容を確認する。輸入者は、確認した保険情報に問題が無ければ、自ら又は通関業者に委託のうえ、受理番号を使い「包括保険確認登録呼出し（HKB）（仮）」業務により損害保険会社が登録した仮情報を呼出す。
 - ⑤ 輸入者、海貨業者又は通関業者は、呼び出した仮情報に対して「包括保険確認登録（HKA）（仮）」業務を実施すると、①で入力したe-mailアドレス宛に登録完了の旨が送信される。
2. 上記手順により登録が行われる場合、包括保険証明書等の税関への提出等は不要となる。
3. システム登録を利用した場合、原則有効期限管理は不要とするが、運用上期限管理が必要なときは有効期限を設定可能とし、設定時には「輸入申告事項登録（IDA）業務」等の実施時点で有効期限の2週間前を過ぎていると、注意喚起メッセージを出力する。
4. 「包括保険仮事項登録（HHA）（仮）」業務について、新規、料率変更、訂正の区分を設ける。
5. 「包括保険照会（IIN）」業務（個別照会、一覧照会）を新設する。

2. 包括保険に係る輸入実績報告において、輸入者に対し輸入実績データを集約して電子情報で提供する仕組みを構築する。

＜NACCSから輸入実績データを提供する者＞

→ データの提供は、NACCS→輸入者とし、海貨業者、通関業者、損害保険会社に直接提供しない。

＜提供するデータの項目・提供方法等について＞

→ データの提供は、1ヶ月分をまとめて月1回とする。提供するデータの項目・提供方法は、今後検討する。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回	WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（２）
----	----------	--------------	----	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

3. 新規業務一覧

業務コード	業務名	業務概要	入力者	入力者チェック	Web NACCS	NACCS パッケージ ソフト
HHA	包括保険仮事項登録	HHC業務に先立ち、包括保険情報を新規登録、料率変更、訂正する。	損害保険会社	新規登録：なし 料率変更：包括保険番号、パスワード及び輸入者コード 訂正：包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	○	○
HHB	包括保険仮事項登録呼出し	登録されている包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続き遷移するHHA業務にて、料率変更、訂正を行うことができる。	損害保険会社	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	○	○
HHC	包括保険仮登録	HHA業務により登録された包括保険情報について、内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の登録を行う。	損害保険会社	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	○	○
HKA	包括保険確認登録	HKB業務により呼び出した包括保険情報について、内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を行う。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	×	○
HKB	包括保険確認登録呼出し	損害保険会社により仮登録された包括保険情報を呼び出す。呼び出された情報は、引き続き遷移するHKA業務により、本登録を行うことができる。	輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード	×	○
IIN	包括保険照会	一覧照会	損害保険会社	なし	○	○
		個別照会	損害保険会社 輸入者 海貨業 通関業	包括保険番号、パスワード及び輸入者コード		



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（3）
----	----------	-----------------	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

4. 主要業務概要

(1) 「包括保険仮登録（HHA）」業務

- ① 「包括保険仮登録（HHC）」業務に先立ち、包括保険情報を新規登録、料率変更、訂正する。
- ② 処理区分は「1：新規登録」「2：料率変更」「3：訂正」とする。
- ③ 料率変更及び訂正の場合は「包括保険仮登録呼出し（HHB）」業務で情報を呼出して行う。
- ④ 処理区分「2：料率変更」の場合は、新たに包括保険番号を払い出す。処理区分「3：訂正」の場合は、新たに包括保険番号は払い出さない。
- ⑤ 料率変更は「包括保険確認登録（HKA）」業務実施前は処理区分「3：訂正」で行い、HKA業務実施後は処理区分「2：料率変更」で行う。
- ⑥ 処理区分「3：訂正」の場合は、既存の包括保険番号の情報を入力内容で上書きする。HKA業務を1度でも実施した場合は、パスワード、コメント欄、仮登録完了・登録完了メール送信先アドレスまたは送信先名称の訂正のみ可能とする。
- ⑦ 登録した包括保険情報はHHC業務が行われない場合、一定期間経過後システムから削除される。
- ⑧ 登録した包括保険情報は、輸入者、海貨業又は通関業によるHKA業務実施までは、輸入申告系業務で使用できない。
- ⑨ HHC業務実施時に出力する「包括保険仮登録情報控」（PDF帳票）の宛先として、「e-mailアドレス」を5送信先登録可能とする。（登録者である損害保険会社用含む。）
- ⑩ 包括保険指数を登録する各業務及び「包括保険照会（IIN）」業務の入力項目の1つである「パスワード」を英数字（大文字のみ）4桁で登録する。
パスワードは「包括保険仮登録情報控」で通知する。パスワードの訂正は当業務の処理区分「3：訂正」で実施する。
- ⑪ net 保険料指数を算出する。
- ⑫ WebNACCSにおいても次の機能を実装する。
 - ・Web画面上に入力したデータを外部ファイルとして保存する機能。
 - ・外部ファイルを入力画面に展開する機能。

(2) 「包括保険仮登録（HHC）」業務

- ① HHA業務で登録された包括保険情報について内容に問題が無ければ、損害保険会社の確認が行われた旨の登録を行う。
- ② 「包括保険仮登録情報控」（PDFファイル）を、HHA業務で登録したメールアドレス宛にe-mailで送信する。
e-mail出力内容については次ページのとおり。



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（4）
----	----------	-----------------	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

【e-mail出力内容】

情報名	仕様	設定内容
宛先		「仮登録完了・登録完了メール送信先アドレス」へ入力したアドレス宛（最大5宛先）
メール 件名	日本語 30桁	① 新規登録の場合 “【包括保険仮登録通知（新規）】”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“業務実施者（5桁）” 例）【包括保険仮登録通知（新規）】H000001_1ANAC ② 料率変更の場合 “【包括保険仮登録通知（料率変更）】”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“業務実施者（5桁）” 例）【包括保険仮登録通知（料率変更）】H000001_1ANAC ③ 訂正の場合 “【包括保険仮登録通知（訂正）】”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“業務実施者（5桁）” 例）【包括保険仮登録通知（訂正）】H000001_1ANAC ※HKA業務実施時は【包括保険確認登録通知】
メール 本文	日本語 150桁	本文は現在検討中であるが、以下の内容を本文に記載する。 ・ZIP形式のファイルを添付ファイルとする。 ・ZIP形式のファイルのパスワードは「輸入者コード（下8桁）+処理月日（MMDD）」とする。
圧縮 ファイル名	英数字 60桁	“包括保険番号（7桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm）”.zip 例）H000001_12031000.zip
PDF ファイル名	日本語 25桁	“包括保険仮登録情報控”+“_”+“包括保険番号（7桁）”+“_”+“処理月日時分（MMDDhhmm）”.pdf 例）包括保険仮登録情報控_H000001_12031000.pdf ※HKA業務実施時は “包括保険本登録情報控”
圧縮 パスワード	英数字 12桁	“輸入者コード（下8桁）”+“処理月日（MMDD）” 例）P01234561203

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第11回 第16回 WG	基本 Ⅳ-5-3	損害保険業務とNACCSの連携（５）
----	----------	-----------------	-------------	--------------------

詳細仕様検討結果

（３）「包括保険確認登録（HKA）」業務

- ① HKB業務により呼び出した包括保険情報について内容に問題が無ければ、輸入者の確認が行われた旨の登録を輸入者、海貨業又は通関業が行う。
- ② 本業務実施後、登録した包括保険情報を輸入申告系業務で使用可能とする。
- ③ 入力項目は「包括保険番号」「パスワード」「輸入者コード」「適用開始年月日」「適用終了年月日」「料率変更前包括保険番号適用終了年月日」とする。
- ④ 「包括保険本登録情報控」（PDFファイル）を、HHA業務で登録されたメールアドレス宛にe-mailで送信する。
- ⑤ HHA業務で料率変更した際は、「料率変更前包括保険番号適用終了年月日」を本業務で入力する。

（４）「包括保険照会（IIN）」業務

- ① 入力者は輸入者、海貨業、通関業、損害保険会社とする。
- ② 個別照会機能と一覧照会機能を設ける。照会できるのは新規業務で包括保険情報を登録した分のみとする。
 - （a）個別照会について
 - ・入力項目は「包括保険番号」「照会区分」「パスワード」「輸入者コード」とする。
 - （b）一覧照会について
 - ・入力者は損害保険会社のみとする。
 - ・1回での照会件数は最大100件とし、100件を超える場合は照会情報を再度送信することにより次の100件を照会する。
 - ・入力者の利用者コード単位（営業所単位に発行されることを想定）にHHC業務実施日が新しい順に出力する。
 - ・一覧照会情報のCSVダウンロード機能を追加する。

５．期限管理

- （１）システム登録を利用した場合、有効期限管理は不要とするが利用者が運用上期限管理を必要とする際は有効期限設定を可能とする。
- （２）期限管理の設定方法は以下のとおり。
 - ① 有効期限を設定する場合
 - HHA業務の処理区分「１：新規登録」で「適用終了年月日」を入力する。
 - HKA業務で「適用終了年月日」を入力する。
 - ② 後から有効期限を設定する場合、または有効期限を変更する場合
 - HKA業務で「適用終了年月日」を入力する。「適用終了年月日」を上書きすることで変更も可能。
 - ③ 無期限の場合は「適用終了年月日」は入力不要とする。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

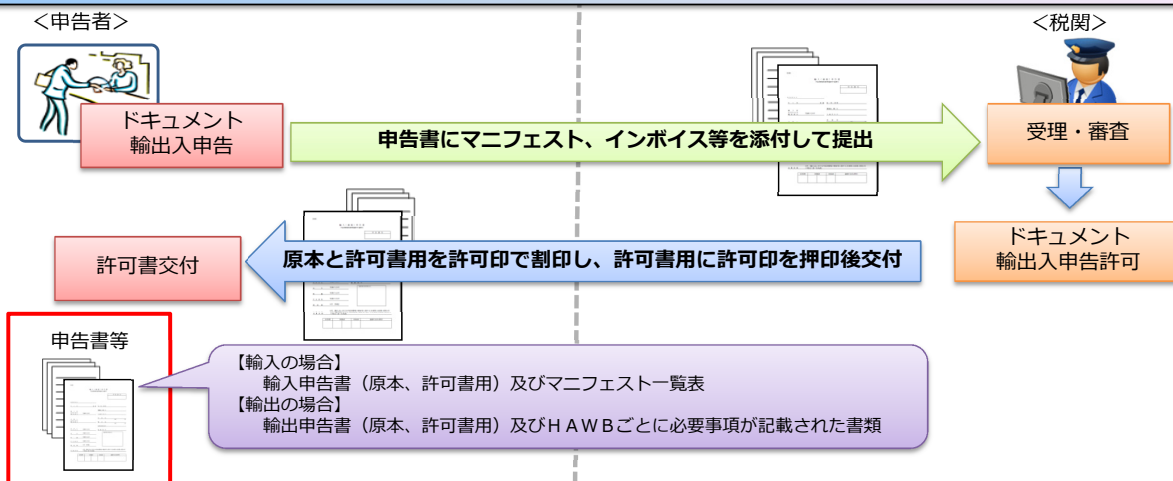
通関	航空	第12回 WG	基本 Ⅳ-5-5-(2)	ドキュメント通関（輸出入）のシステム化
----	----	------------	-----------------	---------------------

- ・ NACCSにおいて利用可能な輸出入申告について、以下の対象貨物を新たに追加する。
 - ① 航空貨物として輸入される、課税価格の合計が1万円以下の書類（ドキュメント）
 - ② 航空貨物として輸出される、申告価格が20万円以下の書類（ドキュメント）

詳細仕様検討結果

第6次NACCSでは、ドキュメント通関を汎用申請業務の対象として追加する。

＜参考＞ 現状、1万円以下の書類（ドキュメント）の輸入通関については、任意の輸入申告書にマニフェストを添付し、複数HAWBの貨物について一括で輸入申告を行うことを認めており、複数HAWBをまとめたMAWB単位毎にマニュアルによる輸入申告を行っている。また、輸出通関においても、簡易輸出申告として、20万円以下の書類（ドキュメント）については、マニュアルによる複数HAWBの一括申告を認めている。



VII 詳細仕様検討結果

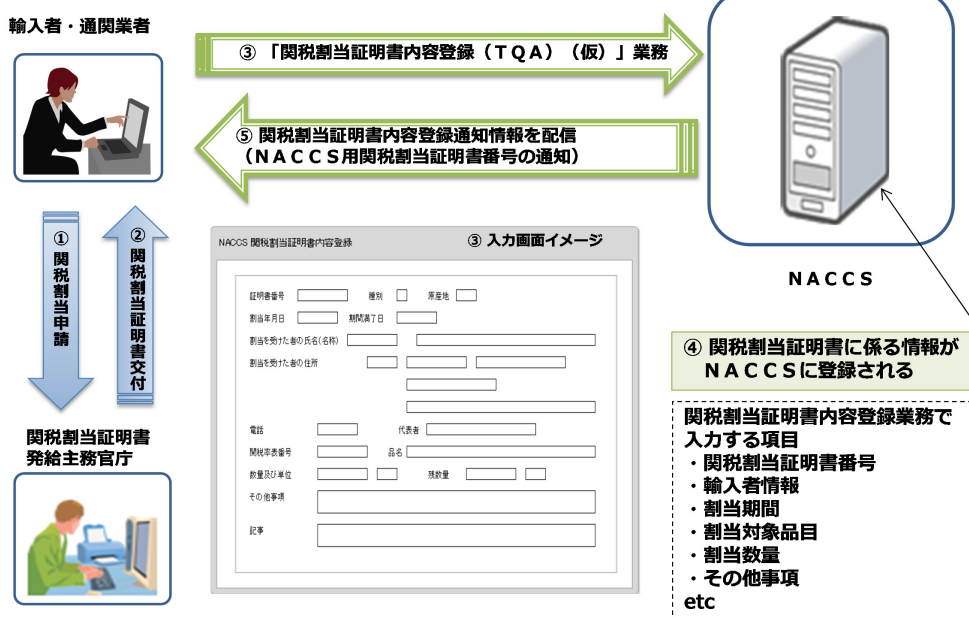
通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（１）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

- 関税割当制度適用輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認（裏落とし）を数量管理業務で行うこととする（詳細は継続検討中）。

詳細仕様検討結果

関税暫定措置法及びEPAにおける関税割当を対象とする数量管理業務を設け、輸出入申告を行った際に、通関業者等が数量管理対象貨物に係る数量を登録し、税関は、当該申告の数量確認を数量管理業務で行うこととする。

1. 関税割当証明書のNACCSへの登録

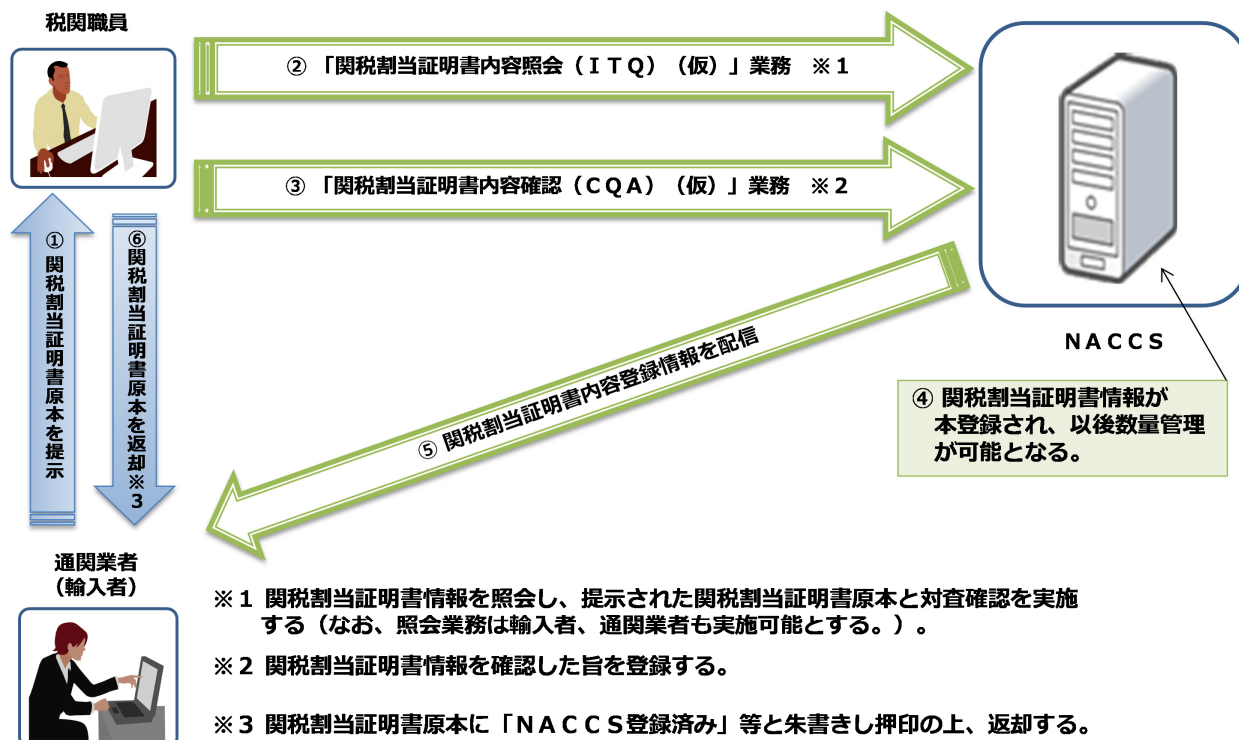


VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（２）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 関税割当証明書の税関による内容確認



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（3）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

3. 輸入申告及び関税割当裏落数量情報の登録



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 IV-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（4）
----	----------	------------	-----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

関税割当裏落数量仮登録 (TQC) 画面 (イメージ)

NACCS 関税割当裏落数量仮登録

NACCS用 00000001

証明書番号 05A100000 種別 P 原産地 BK

割当年月日 2014/04/11 期間満了日 2015/03/31

申請者 LANAC 申請官番 1A

割当を受けた者の氏名(名称) P1234567-8888 SHINAGARA CO.,LTD.

割当を受けた者の住所 1112222 TOKYO TO MINATO KU

電話 0120444444 代表者 SHINAGARA TARO

関税申告番号 04000000 品名 果物

数量及び単位 1,000 PR 残数量 050 PR

その他事項 その他事項を日本語で記載

記事 記事を日本語で記載

申告番号 1112345678 通関数量 450 PR

申告番号 100 0000 0000 2014/04/21 50 PR 1A

申告番号 100 0000 0000 2014/04/21 200 PR 1A

申告番号 100 0000 0000 2014/04/21 150 PR 1A

申告番号 100 0000 0000 2014/04/21 150 PR 1A

訂正数量 140

訂正数量 140

■ 裏落数量仮登録を取消す場合は、取消しのコードを入力する。

■ 税関の了承を得た上で、裏落数量税関確認後の訂正も可能とする。

■ 使用可能な残数量が表示される。

■ 輸入申告で使用する通関数量等を入力する。※税関が確認するまでは訂正可能とする。

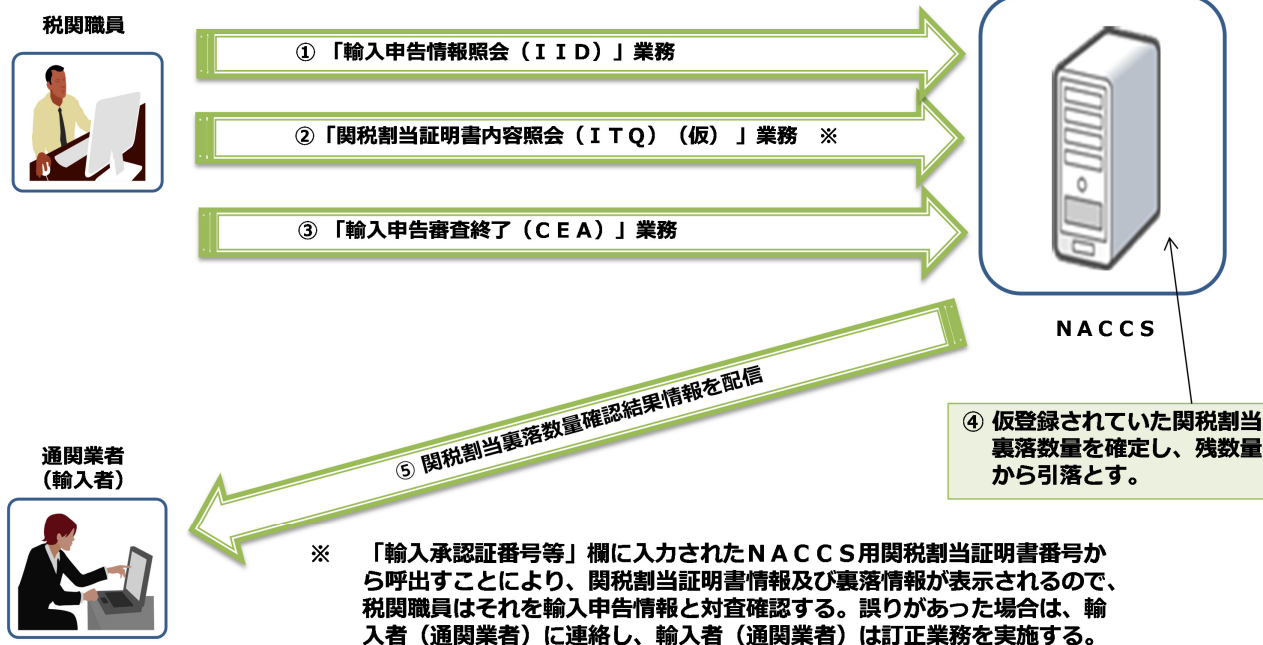
■ 裏落数量の登録に係る状況が表示される。
(※状況コード及び名称は仮のもの)
R: 仮登録済み
C: 仮登録取消済み
Y: 税関確認済み
N: 税関確認後の訂正登録済み
T: 税関確認後訂正の税関確認済み

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（５）
----	----------	------------	----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

4. 関税割当裏落数量確認情報の登録

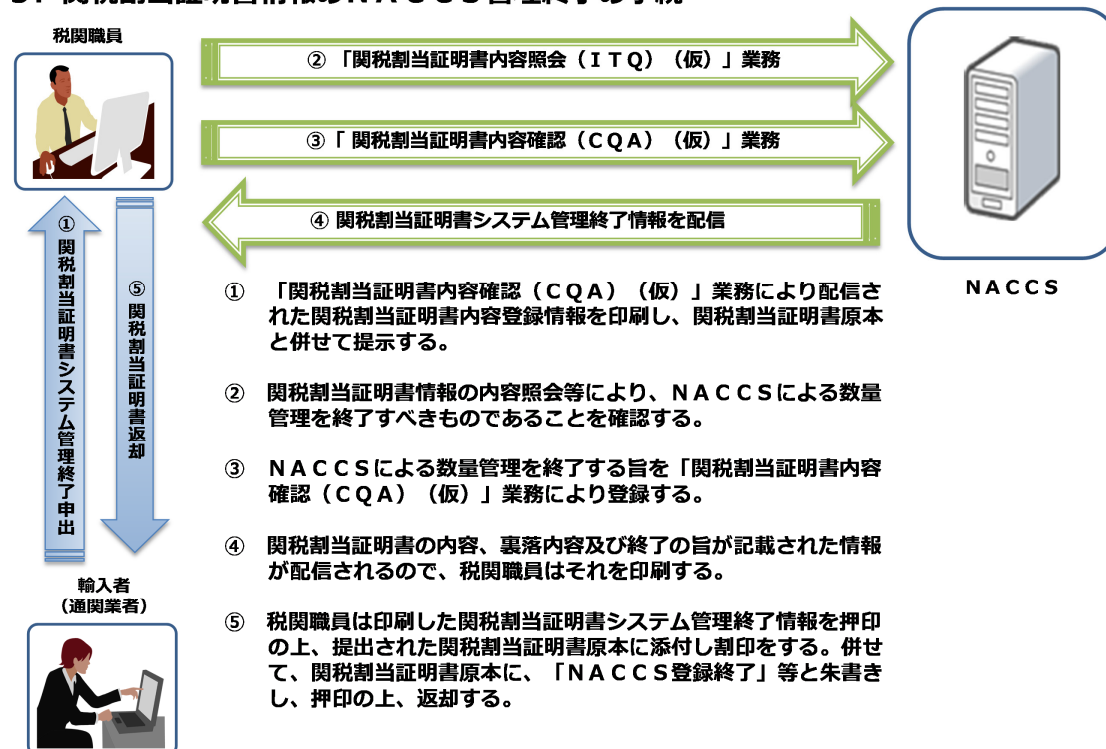


Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-5-5(2)	関税割当制度適用輸出入申告における残数量等管理業務の新設（６）
----	----------	------------	----------------	---------------------------------

詳細仕様検討結果

5. 関税割当証明書情報のNACCS管理終了の手続



Ⅶ 詳細仕様検討結果

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応（1）
-----	----------	------------	--------------	------------------------------------

- 海上貨物として登録される機用品について、「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務を行えるようにする。また、機用品について、総保入承認申請業務を可能とする。

詳細仕様検討結果

【現 行】

- 海上貨物として登録される機用品について、「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務を行うことができないため、「蔵入承認申請（IDA/IDC）」業務を行った後、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（CIB）」業務にて在庫登録を行っている。登録する際にはCIF価格等を手計算している。
- 機用品の総保入承認申請業務が機用品関連業務と連携できないため、「機用品在庫管理情報登録（品名単位）（CIB）」業務にて在庫登録を行っている。



【次 期】

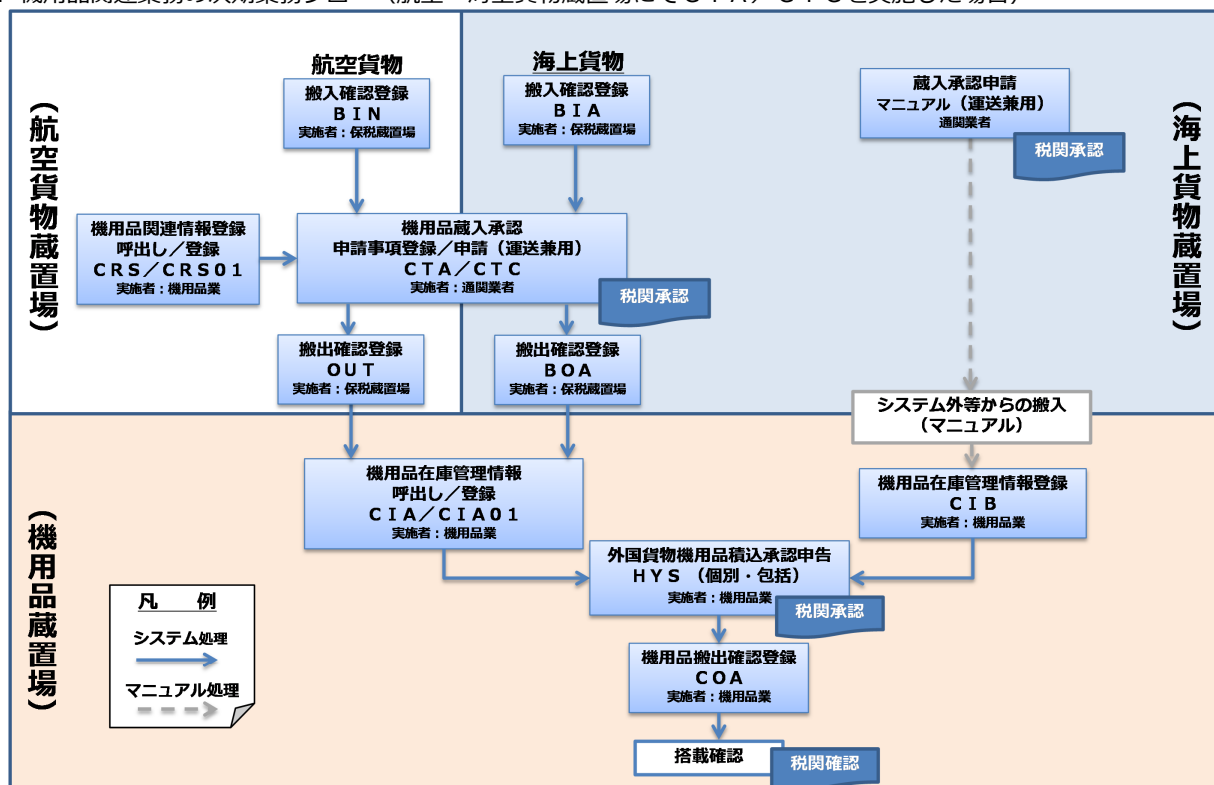
- 海上貨物で登録されてる機用品について、「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務を行えるようにする。
- 機用品について、総保入承認申請業務を「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務を可能とする。

Ⅶ 詳細仕様検討結果

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応（2）
-----	----------	------------	--------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

- 機用品関連業務の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてCTA/CTCを実施した場合）

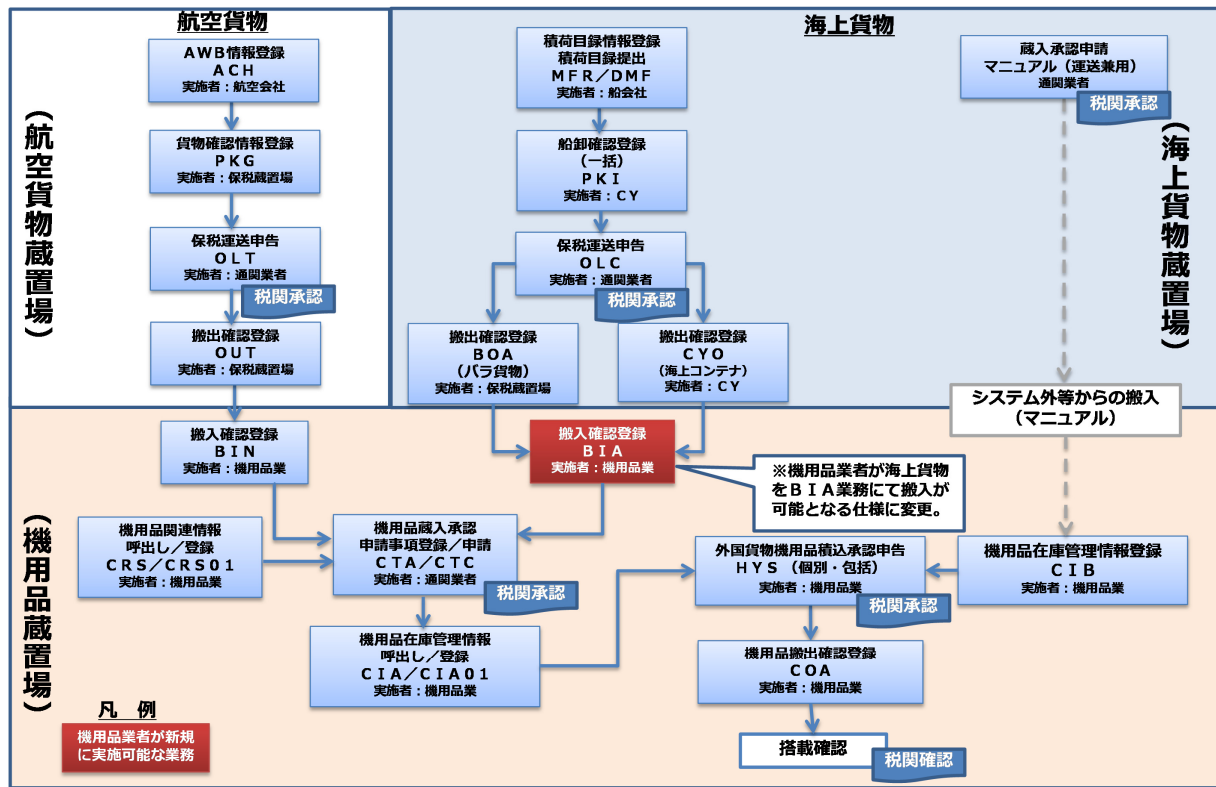


Ⅶ 詳細仕様検討結果

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応（3）
-----	----------	------------	--------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 機用品関連業務の次期業務フロー（機用品蔵置場にてCTA/CTCを実施した場合）

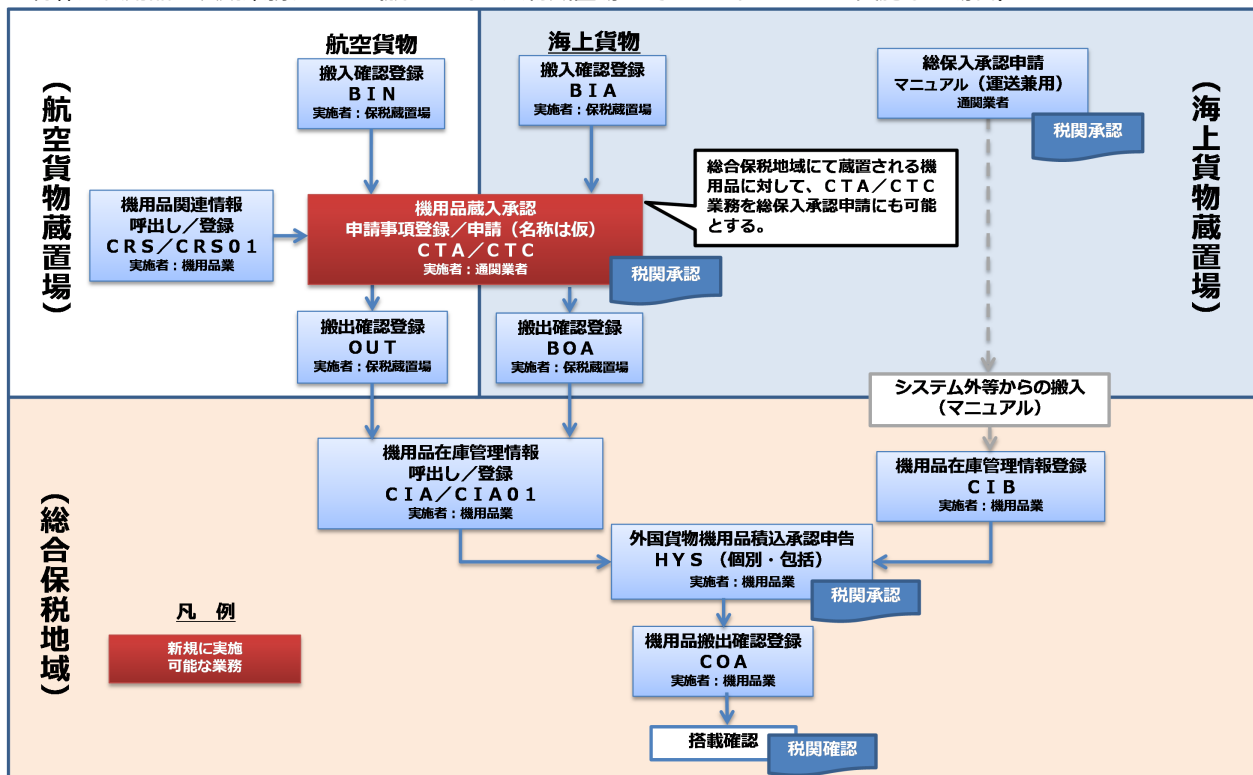


Ⅶ 詳細仕様検討結果

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA/CTC）」業務の海上貨物への対応（4）
-----	----------	------------	--------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

3. 総保入機用品の次期業務フロー（航空・海上貨物蔵置場にてCTA/CTCを実施した場合）

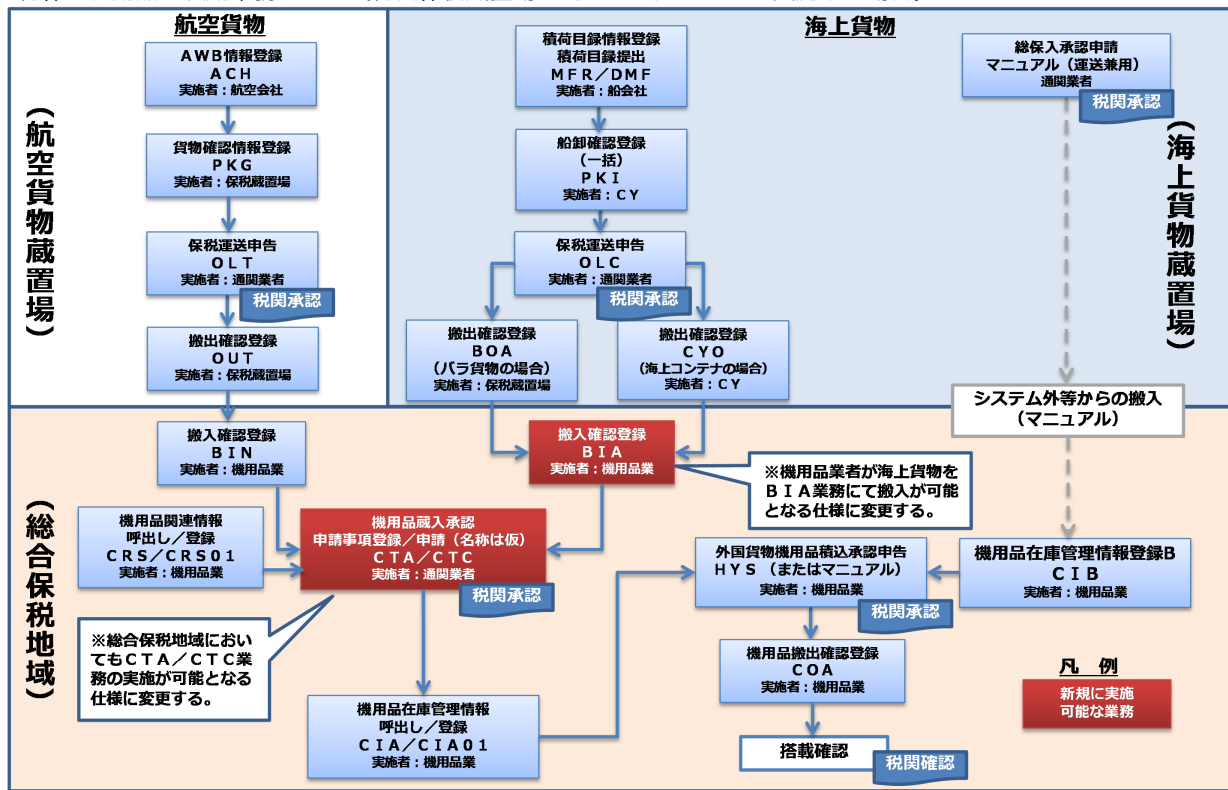


Ⅶ 詳細仕様検討結果

機用品	航空 海上	第16回 WG	基本 Ⅳ-6-13	「機用品蔵入承認申請（CTA／CTC）」業務の海上貨物への対応（5）
-----	----------	------------	--------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

4. 総保入機用品の次期業務フロー（総合保税蔵置場にてCTA／CTCを実施した場合）



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第12回 WG	基本 Ⅳ-6-他	通関書類の添付対象手続きの見直し
----	----------	------------	-------------	------------------

- 通関書類の「申告添付登録（MSX）」業務について、利用可能となる対象申告等を追加する。

詳細仕様検討結果

1. 第6次NACCSにおけるMSX業務の追加対象手続

項番	第6次NACCSで追加となる対象申告・申請手続き	
1	輸入	修正申告（AMC）
2		関税等更正請求（KKC）
3		一括特例申告（TKC01）
4	輸出	輸出取止め再輸入申告（EEC（仮）） ※ 第6次NACCSで新規追加

2. 参考（現在のMSX業務の対象手続）

項番	現行対象申告・申請手続き（輸入）	項番	現行対象申告・申請手続き（輸出）
1	輸入申告（IDC/SWC）	1	輸出申告（EDC）
2	輸入マニフェスト通関申告（MIC）	2	輸出許可内容変更申請（EAC）
3	石油製品等移出（総保出）輸入申告（MWC）	3	輸出マニフェスト通関申告（MEC）
4	機用品蔵入承認申請（CTC）	4	輸出マニフェスト通関申告許可内容変更申請（MAF）
5	本船・ふ中扱い承認申請（輸入）（HFC）	5	本船・ふ中扱い承認申請（輸出）（HFC）
		6	別送品輸出申告（UEC）
		7	別送品輸出許可内容変更申請（UAC）

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（1）
----	----------	------------	--------------	----------------------

- リアルタイム口座振替完了通知の出力項目に「記事（荷主）」欄等の項目を新たに追加する。

詳細仕様検討結果

- IDA業務等において入力される「記事（荷主）」欄、「荷主リファレンス番号」及び「荷主セクションコード」を、リアルタイム口座振替完了通知に出力するように変更する。
ただし、特例申告については、特定日後の特例申告の場合のみ出力対象とする（理由：特定日前の特例申告については、特定日に一括納付されることから、各申告毎のリアルタイム口座振替完了通知が存在しないため。）。
- 追加される「記事」欄の出力対象となる事項登録業務及びその対象の入力欄は、下表のとおりとする。

業務コード	業 務 名	対象入力欄	特記事項
IDA	輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
IDA01	輸入申告変更事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
MWA	石油製品等移出（総保出）輸入申告事項登録	記事（荷主）	
MWA01	石油製品等移出（総保出）輸入申告変更事項登録	記事（荷主）	
OTA	輸入申告事項登録（沖縄特免制度）	記事（その他）	
SWA	シングルウィンドウ輸入申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く
TKA01	一括特例申告事項登録	記事（荷主）	特定日前の特例申告は除く

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	リアルタイム口座振替完了通知の改善（2）
----	----------	------------	--------------	----------------------

詳細仕様検討結果

- 出力イメージ（記事欄の反映イメージ。荷主Ref No.等の反映イメージは別途提示予定）

出力項目として「記事」欄を新規追加する。

VII 詳細仕様検討結果

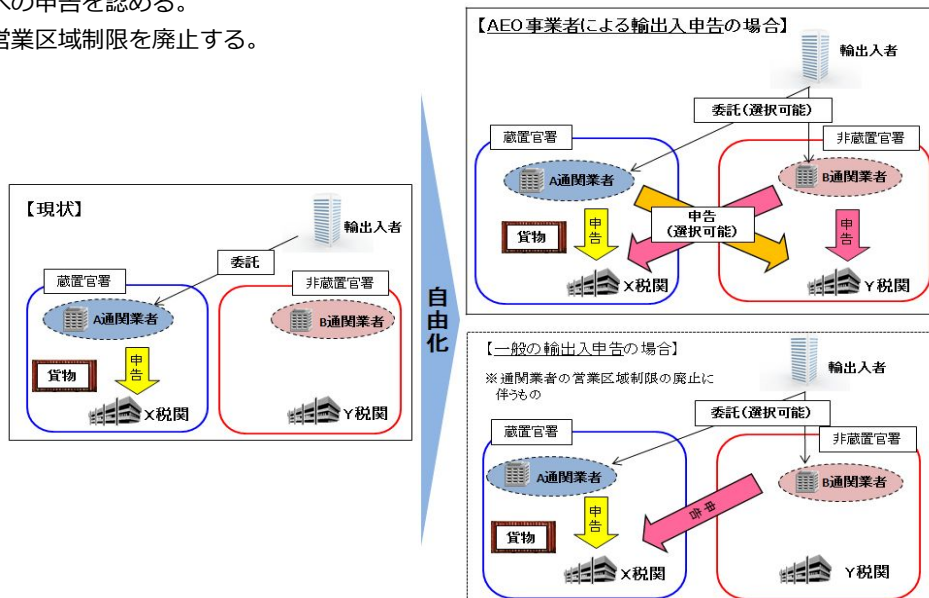
通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（１）
----	----------	------------	-------------	-------------------

- 輸出入申告官署の自由化に対応するために必要となるシステム仕様の改変を実施する。（継続検討中）

詳細仕様検討結果

輸出入申告官署の自由化の概要

- 適正通関の確保の観点から蔵置官署を申告官署とする原則は、維持する。
- A E O 輸出者に係る輸出申告及び A E O 輸入者に係る輸入申告並びに A E O 通関業者が取り扱う輸出入申告について、非蔵置官署への申告を認める。
- 通関業者の営業区域制限を廃止する。

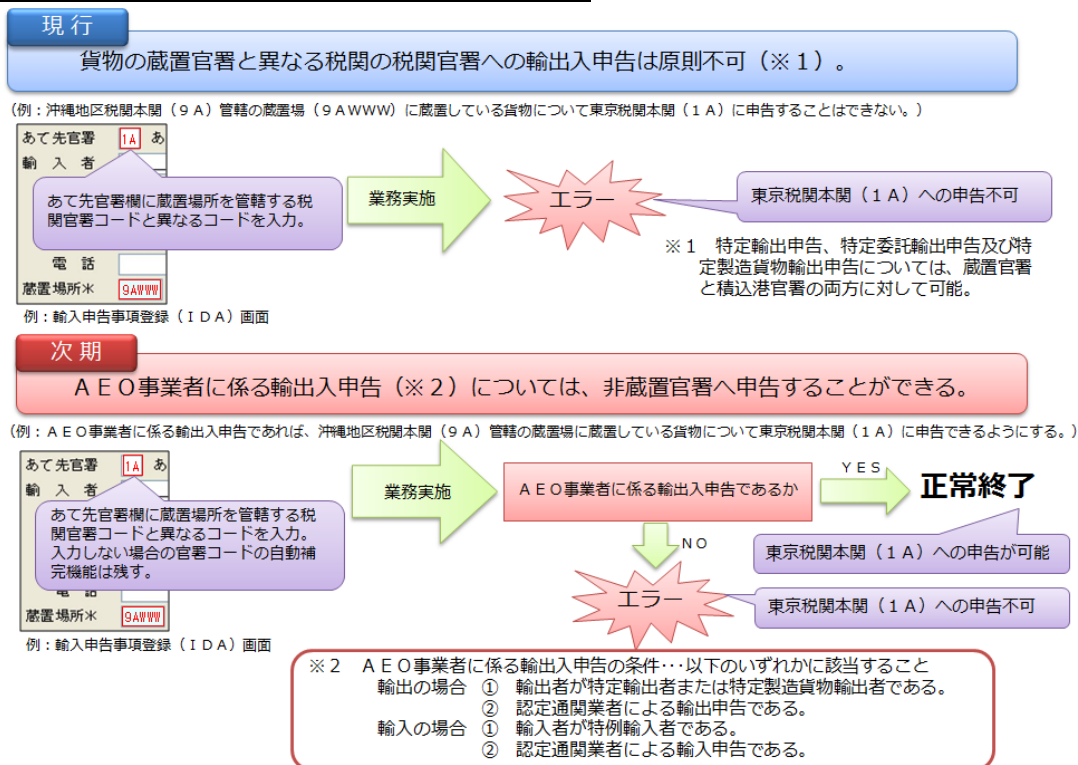


VII 詳細仕様検討結果

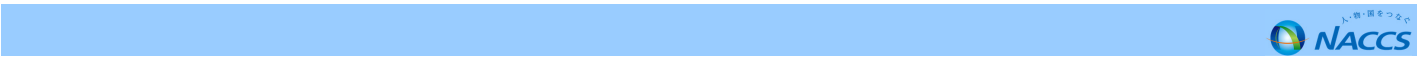
通関	航空 海上	第17回 WG	基本 IV-13	輸出入申告官署の自由化の概要（２）
----	----------	------------	-------------	-------------------

詳細仕様検討結果

システムにおける輸出入申告官署の自由化の対応について



Ⅶ 詳細仕様検討結果				
通関	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-13	輸出入申告官署の自由化の概要（3）
詳細仕様検討結果				
<u>新たに追加される入出力項目について</u>				
輸出入申告官署の自由化に伴い、輸出入申告における入出力項目に以下3項目を追加する。				
項 番	入力／出力	項目名	概要	
1	入力／出力	通知先 (仮称)	非蔵置官署に申告し、検査することとなった場合、その旨を通知する先を入力する。	
2	出力	蔵置税関 (仮称)	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署名が出力される。	
3	出力	蔵置税関部門 (仮称)	非蔵置官署に申告した場合、蔵置官署の通関担当部門が出力される。	

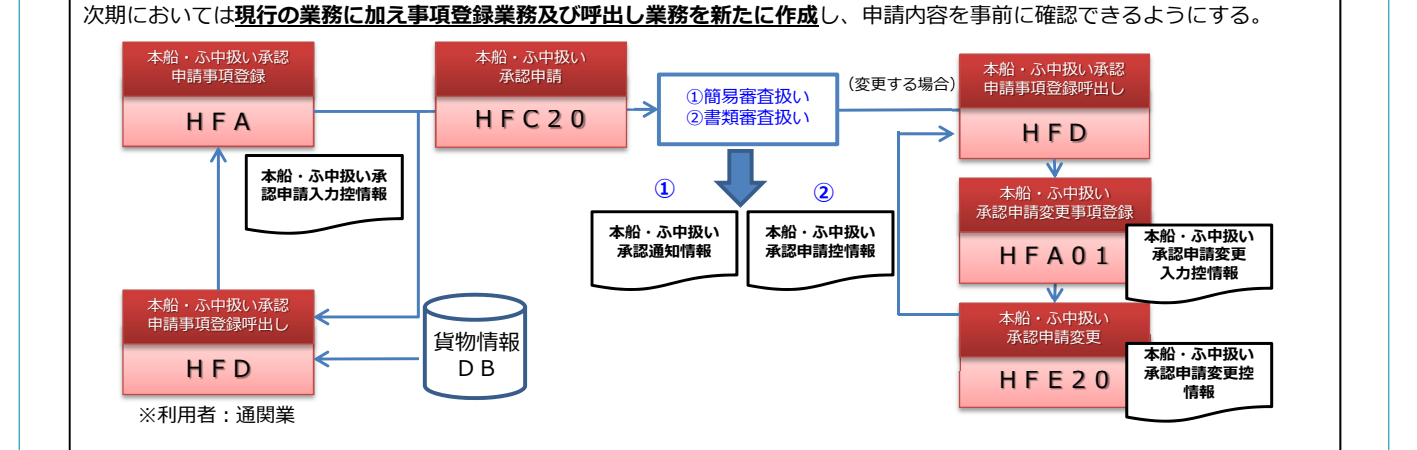


VII 詳細仕様検討結果

通関	海上	第10回 WG	基本 IV-5-1-(2)	「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務における事項登録業務等の追加
----	----	------------	------------------	------------------------------------

詳細仕様検討結果

「本船・ふ中扱い承認申請（HFC）」業務における事項登録業務等の追加イメージ



	業 務 仕 様 の 概 要
1	事項登録業務を新設し、申請情報の事前登録・保存を可能とする。
2	新規業務を利用するかどうかは選択可能とし、従来どおりの業務の実施も可能とする。
3	呼出し業務を新設し、申請業務実施前に、事項登録業務でシステムに登録済みの申請情報、またはシステムに登録されている貨物情報の呼出しを可能とする。
4	事項登録業務用の申請業務を新設し、事項登録内容を利用した申請を可能とする。
5	事項登録業務を用いて登録した申請情報は、申請業務実施までの間、訂正可能とする。 なお、訂正においては、従来どおりの呼出し業務及び申請業務も実施可能とする。
6	事項登録業務で登録した内容は、従来の照会業務において照会可能とする。

VII 詳細仕様検討結果

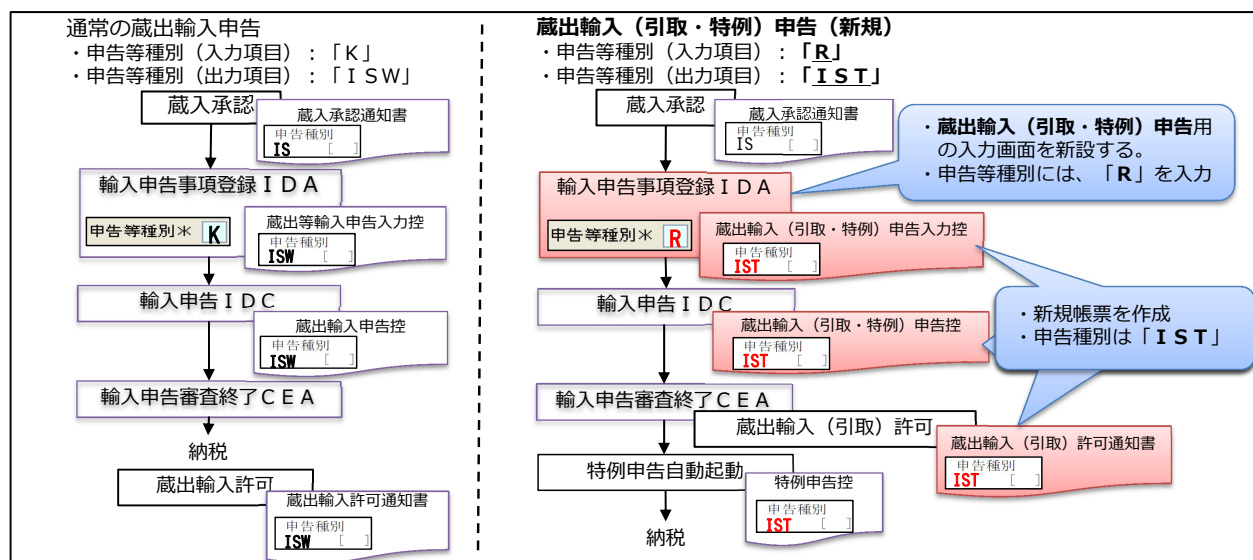
通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	蔵出輸入申告におけるAEO対応機能の新設
----	----------	------------	--------------	----------------------

- ・ 蔵出輸入申告（申告納税）において、特例輸入申告制度に対応した機能を追加する。

詳細仕様検討結果

蔵出輸入申告の際に、特例輸入申告制度が適用可能となるよう、「輸入申告事項登録（IDA）」業務及び「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務において、以下の申告等種別を追加する。

種別コード（入力）	種別コード（出力）	種別名称	種別概要
R	IST	蔵出輸入（引取・特例）申告	蔵出輸入（引取）許可で特例申告を自動起動



VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸出申告事項登録（EDA）」業務における大額・少額種別の入力の簡素化
----	----------	------------	--------------	-------------------------------------

- ・ 輸出申告事項登録の展開画面において、「大額・少額識別」欄を自動補完することにより入力の省略を可能とする。

詳細仕様検討結果

「輸出申告事項登録（EDA）」業務の展開画面において、業務コード入力画面で選択した種別（画面コード）に基づき「大額・少額識別」を自動で補完する仕様に変更する。

変更イメージ

< 業務コード入力画面 >

業務コード入力

業務コード EDA

種別

- SEL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/大額)
- SEL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/大額)
- STL (特定輸出申告/大額)
- SGL (展示等積戻し申告/大額)
- SES (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/少額)
- STS (特定輸出申告/少額)
- SOS (展示等積戻し申告/少額)
- ATL (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/大額)
- AGL (展示等積戻し申告/大額)
- AES (輸出・特定委託・特定製造・積戻し/少額)
- ATS (特定輸出申告/少額)
- AGS (展示等積戻し申告/少額)

< 輸出申告事項登録画面 >

SEL等大額の種別（画面コード）を選択した場合は自動的に「L」が補完される。

大額・少額識別* L

EDA.SES 輸出申告事項登録（輸出・積戻し申告/少額）

ファイル(E) 表示(Y)

大額・少額識別* S 申告等種別* 申告先種

SES等少額の種別（画面コード）を選択した場合は自動的に「S」が補完される。

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸出申告（少額）におけるHS品目コードの入力可能化
----	----------	------------	--------------	---------------------------

- 「輸出申告事項登録（EDA）」業務の少額申告（及び展示等積戻し申告）において、HSコード9桁を入力することにより品名の自動払い出し（大額申告と同様）を可能とする。

詳細仕様検討結果

少額申告等においても大額申告と同様に、輸出統計品目番号9桁での入力进行可能とし、9桁で入力された場合は、システムに登録されている品名を自動補完する（先頭4桁で入力された場合は、現行と同様に品名を必須入力とする）。

【入力イメージ】

輸出統計品目番号 851712000

9桁入力を可能とする。

輸出品目DB

【出力イメージ】

統計品目番号 8517.12-000

品名 MOBILE & WIRELESS PHONE

9桁が入力された場合、システムに登録されている品名を自動補完する。

○ 変更となるパターン

申告種別	大額 少額	現 行		次 期	
		輸出統計品目番号	品 名	輸出統計品目番号	品 名
E：輸出申告 R：積戻し申告 N：特定委託輸出申告 M：特定製造貨物輸出申告 T：特定輸出申告	大額	9桁入力	任意入力 (自動補完)	9桁入力	任意入力（自動補完）
	少額	4桁入力	必須入力	4桁入力	必須入力
				9桁入力	任意入力（自動補完）
G：展示等積戻し申告	大額	4桁入力	必須入力	4桁入力	必須入力
				9桁入力	任意入力（自動補完）
	少額	4桁入力	必須入力	4桁入力	必須入力
				9桁入力	任意入力（自動補完）

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸出自動車情報登録（MOA）」業務の改善（1）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

- 「輸出自動車情報呼出し（MOB）」業務及び「輸出自動車情報照会（IMO）」業務において出力される 輸出自動車情報の出力順について、輸出整理番号の昇順から「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。
- MOA業務実施時に登録結果の確認が可能となるように輸出整理番号や車両特定番号を処理結果画面に出力する。

詳細仕様検討結果

- 輸出自動車情報の出力順を、「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。
【変更対象業務：「輸出自動車情報呼出し（MOB）」業務、「輸出自動車情報照会（IMO）」業務】
- MOA業務を実施した際、輸出自動車情報登録番号及び輸出自動車情報が記載されている「輸出自動車情報登録結果」を新たに出力する。【変更対象業務：「輸出自動車情報登録（MOA）」業務】

- 輸出自動車情報の出力順を「輸出自動車情報登録（MOA）」業務実施時の入力順に変更する。

<入力時>

処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01	505000000000012	TEST-505
02	101000000000003	TEST-101
03	606000000000004	TEST-606
04	303000000000002	TEST-303-1
05	303000000000013	TEST-303-2
06	303000000000024	TEST-303-3
07	202000000000006	TEST-202

<出力時>

処理区分	輸出整理番号	車両特定番号
01	505000000000012	TEST-505
02	101000000000003	TEST-101
03	606000000000004	TEST-606
04	303000000000002	TEST-303-1
05	303000000000013	TEST-303-2
06	303000000000024	TEST-303-3
07	202000000000006	TEST-202

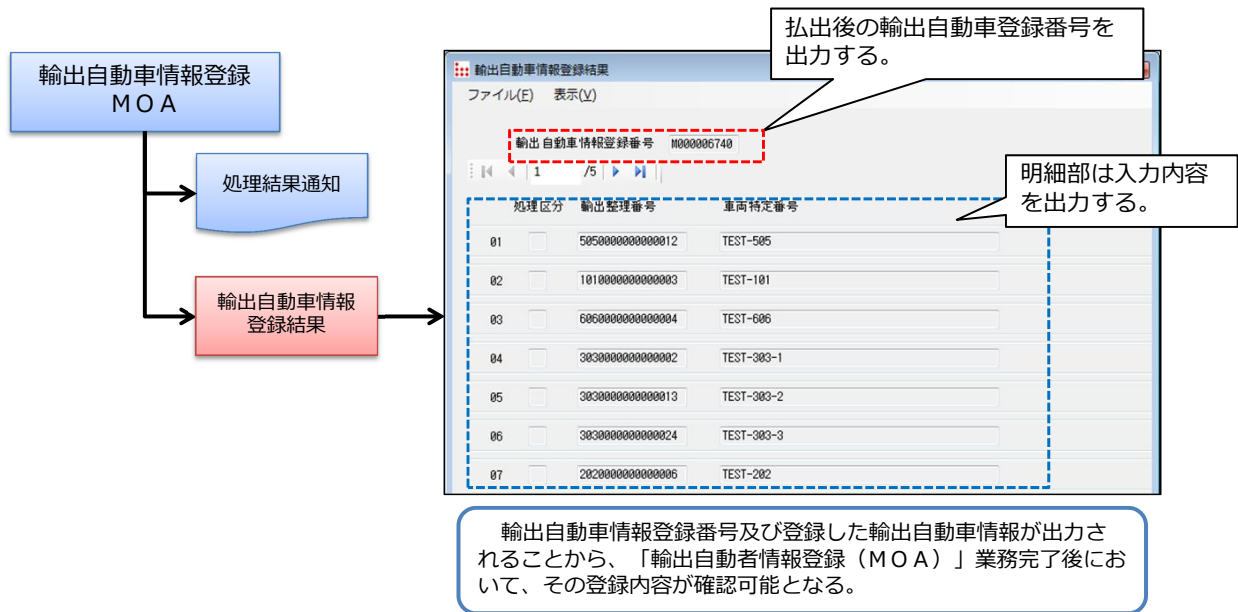
現行では輸出整理番号の昇順で出力されるが、次期では並び替えを行わず、入力時の順番のまま出力する。

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸出自動車情報登録（MOA）」業務の改善（2）
----	----------	------------	--------------	--------------------------

詳細仕様検討結果

2. MOA業務を実施した際、輸出自動車情報登録結果を新規に出力する。



VII 詳細仕様検討結果

通関	海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	「輸入申告事項登録（IDA）」業務における入港日のブランク化（自動補完）
----	----	------------	--------------	--------------------------------------

- 海上における「輸入申告事項登録（IDA）」業務等において、「入港年月日」欄のブランク化を可能とし、申告時点で「入港年月日」を自動補完する機能の追加を実施する。

詳細仕様検討結果

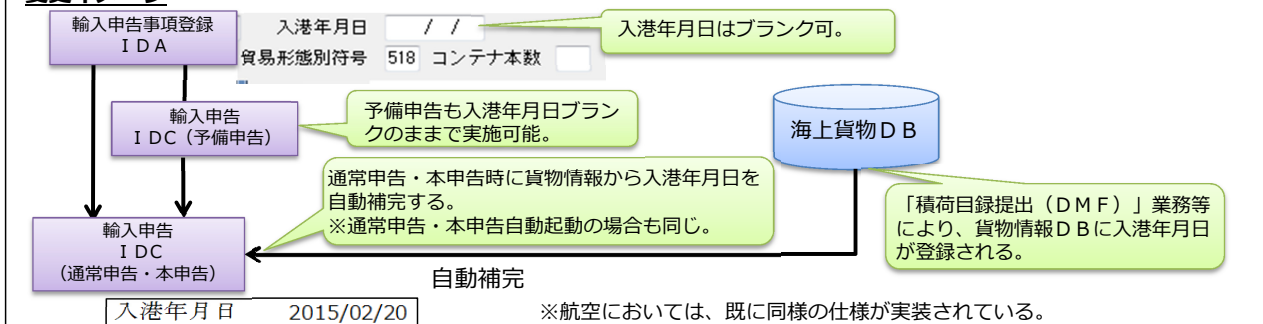
海上においても、「入港年月日」欄をブランクのまま輸入申告事項登録及び後続の予備申告を実施することを可能とし、通常申告又は本申告時に、貨物情報から入港年月日を自動補完することとする。対象業務は以下のとおり。

- ①「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- ②「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
- ③「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務（予備申告中のみ）
- ④「輸入申告（IDC）」業務
- ⑤「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務

変更となるパターン

IDA業務時の処理結果		海上	
		航空	現行
貨物DBあり	入港年月日の登録無し	正常終了	エラー
	入港年月日の登録有り	正常終了（申告時に補完）	正常終了（自動補完）
貨物DBなし		正常終了	正常終了

変更イメージ



Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第17回 WG	基本 Ⅳ-6-他	輸入申告事項登録における「他法令識別」欄の入力件数拡大
----	----------	------------	-------------	-----------------------------

- 「輸入申告事項登録（IDA）」業務等における他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）証明識別欄における入力件数の拡大を実施する。

詳細仕様検討結果

他法令（食品衛生・植物防疫・動物検疫）識別欄における入力可能件数を、現行の届出・申請件数合計7件から合計9件に拡大する変更を行う。

<変更対象業務>

- 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
- 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
- 「輸入申告（IDC）」業務
- 「関連省庁申告・申請状況照会（IXX）」業務

<変更対象帳票>

- 他法令未済等確認情報
(SAD437・AAD437)
- 関連省庁申告・申請状況照会情報
(SAD716・AAD716)

Ⅶ 詳細仕様検討結果

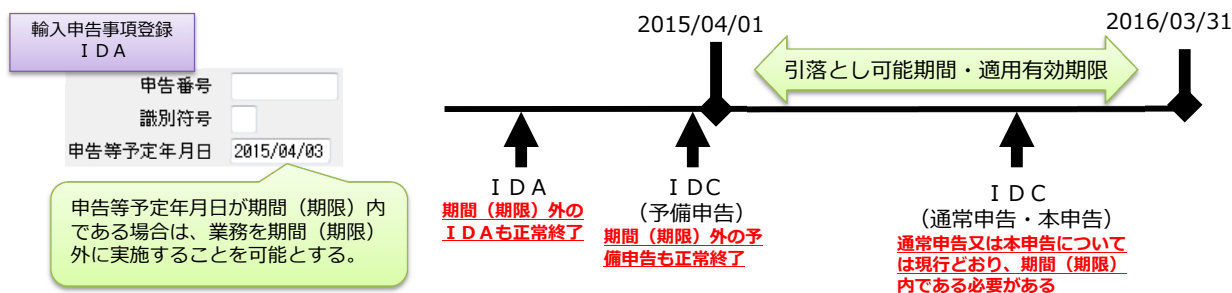
通関	航空 海上	第15回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「輸入申告事項登録（IDA）」業務における包括保険等の期限管理（1）
----	----------	------------	-------------	------------------------------------

- 担保及び包括保険について、IDA業務の「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効可能期間・期限のチェックを行う仕様に変更する等、IDA業務における包括保険等の期限管理の見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

- 担保及び包括保険について、「輸入申告事項登録（IDA）」業務の「申告等予定年月日」欄に入力がある場合は、当該年月日で有効可能期間・期限のチェックを行う仕様に変更する。
- 包括保険及び包括評価申告について、「輸入申告事項登録（IDA）」業務の実施日が有効期限終了の2週間前から、適用終了間近である旨の注意喚起メッセージを出力する仕様に変更する。
- 上記変更の対象となる業務は以下のとおり。
 - 「輸入申告事項登録（IDA）」業務
 - 「シングルウィンドウ輸入申告事項登録（SWA）」業務
 - 「輸入申告変更事項登録（IDA01）」業務
 - 「輸入申告（IDC）」業務
 - 「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務

- 「申告等予定年月日」が担保引落し可能期間及び包括保険の有効期限内である場合は、輸入申告事項登録業務及び予備申告業務を実施可能とする。



※ 通常申告又は本申告時には、現行の仕様どおり業務実施日でチェックを行う。

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空海上	第15回WG	基本IV-6-他	「輸入申告事項登録（I D A）」業務における包括保険等の期限管理（2）
----	------	--------	----------	--------------------------------------

詳細仕様検討結果

2. 包括保険及び包括評価について、輸入申告事項登録を実施した日が適用終了（有効期限）年月日の2週間前を過ぎている場合は、注意喚起メッセージを出力する。



適用終了（有効期限）間近の注意喚起メッセージ出力期間中に I D A 業務を実施した場合、以下の注意喚起メッセージを登録結果情報である I D C 業務「輸入申告入力控情報」に出力する。なお、包括保険・包括評価とも同様の形式の注意喚起メッセージを出力する。

コード	内容	処理	項目ID
COMPLETE			
W0018	入力された包括評価申告受理番号の有効期限が2週間を過ぎている。	包括評価申告受理番号を確認する。	0000

(注意喚起メッセージ出力時の I D C 輸入申告入力控イメージ)

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空海上	第12回WG	基本IV-6-他	特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保の併用可能化
----	------	--------	----------	-----------------------------

- 特例申告納期限延長において、「関税等」及び「その他の内国消費税」はいずれも据置担保から優先して引き落とされるため、据置担保と個別担保を使い分けた引落しができない場合があることから、優先順位を見直して改善を実施する。
- ※関税等…関税、特殊関税、消費税及び地方消費税 ※その他の内国消費税…関税等以外の内国消費税（酒税、たばこ税、揮発油税、石油石炭税等）

詳細仕様検討結果



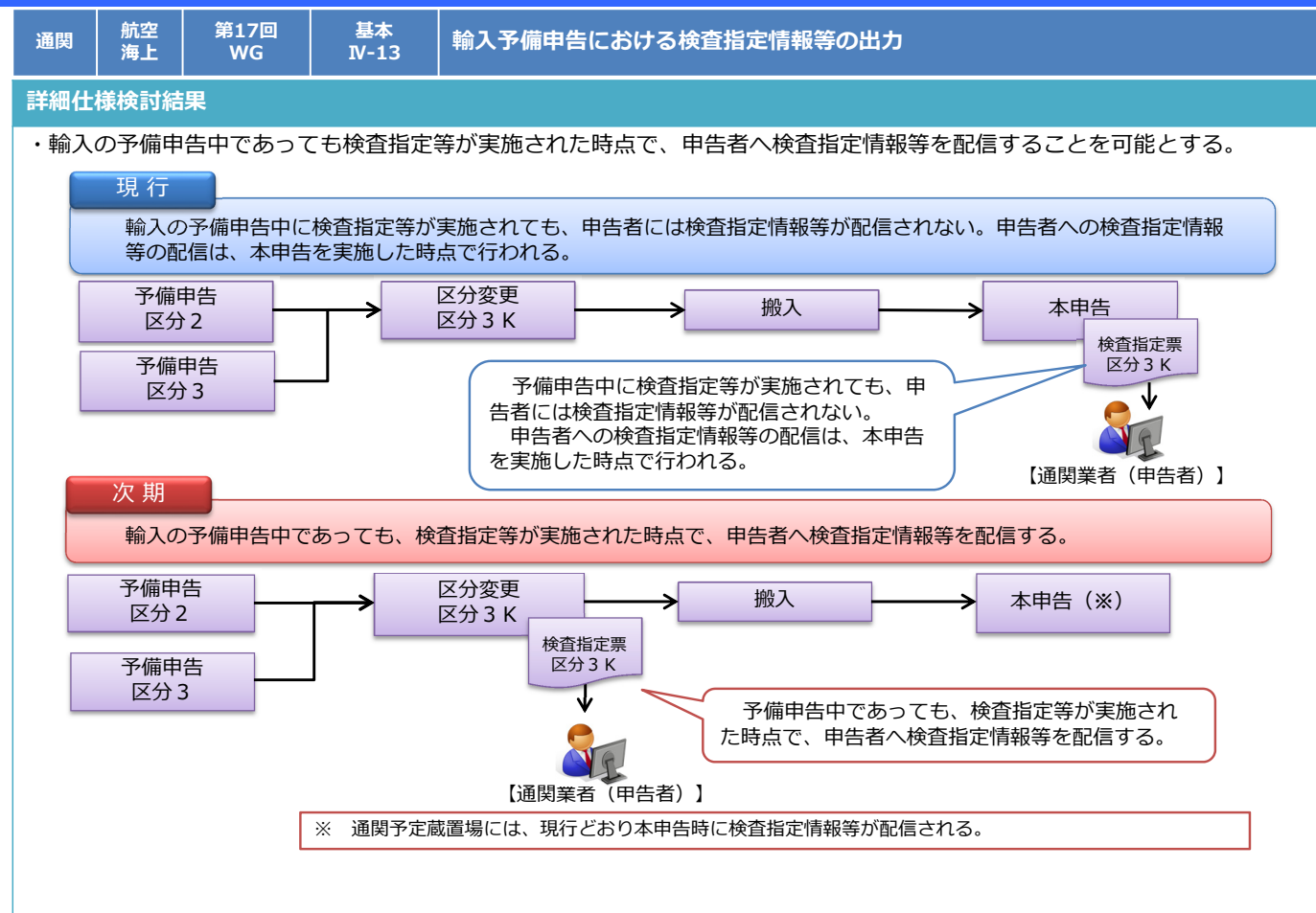
＜問題点＞ 現行においては、「関税等」及び「その他の内国消費税」とも、「据置担保」から優先して引落とされる仕様となっている。従って、税額の合計が据置担保残高以下の場合、個別担保が登録されていても全て据置担保から引落されてしまう事象が発生する。

＜対応案＞ 担保の引落とし順序を「関税等」と「その他の内国消費税」とで異なるものとし、特例申告納期限延長に係る据置担保、個別担保を使い分けた引き落としを可能にする。

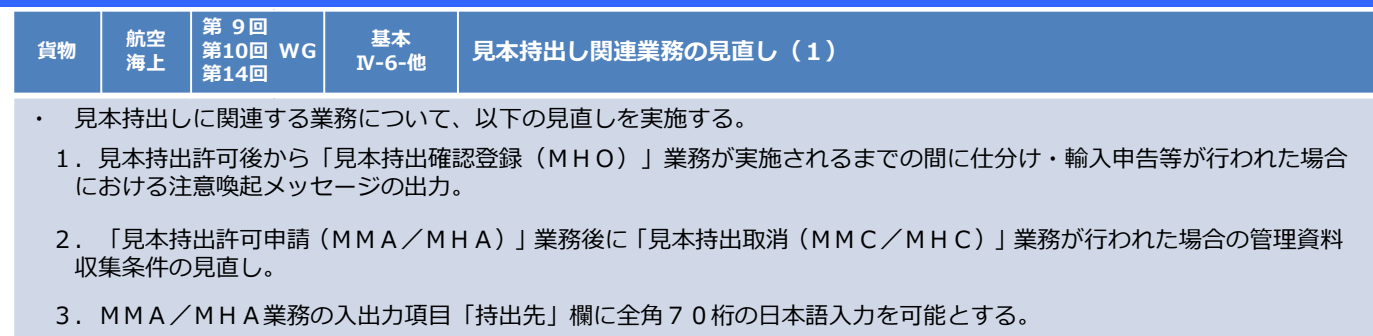
「関税等」の引落としは「据置担保⇒個別担保」のままとし、「その他の内国消費税」の引落とし順序を以下のとおり変更する。

(現行) 据置担保 ⇒ 個別担保 → (第6次) 個別担保 ⇒ 据置担保

Ⅶ 詳細仕様検討結果



Ⅶ 詳細仕様検討結果



詳細仕様検討結果

1. 見本持出し関連業務の見直し

現行では、見本持出許可後に仕分け・輸入申告等の業務が行われると、MHO業務が実施できなくなるため、見本持出許可後にMHO業務が実施されていない場合は、「輸入申告事項登録（IDA）」又は「輸出申告事項登録（EDA）」業務等の実施時に、ワーニング表示を行うことによって注意喚起を促すこととする。

2. 管理資料収集条件の見直し

見本持出許可後にMMC/MHC業務が行われた場合は、貨物取扱等管理資料の「S13 航空輸出貨物取扱等一覧データ」、「T20 航空輸入貨物取扱等一覧データ」及び「G05 貨物取扱等一覧データ」において、見本持出許可取消日を出力する。

貨物取扱等一覧データ

貨物取扱等種別	登録許可日	登録許可番号	...	見本持出日	許可取消日	持出先	...
M	xxx	A		20140901	20140902	xxx	xxx
M	xxx	B				xxx	xxx
M	xxx	C				xxx	xxx

枠部分が新規出力項目

Ⅶ 詳細仕様検討結果

貨物	航空 海上	第 9 回 第10回 WG 第14回	基本 Ⅳ-6-他	見本持出し関連業務の見直し（２）
----	----------	--------------------------	-------------	------------------

詳細仕様検討結果

3. 「持出し」欄の日本語入力可能化

次の業務、帳票及び管理資料において、日本語の入出力を可能とする変更を実施する。

- ① 業 務：「見本持出し許可申請（MMA）」業務、「見本持出し許可申請（MHA）」業務
- ② 帳 票：AAL510_見本持出し許可申請控情報／AAL511_見本持出し許可通知情報／AAL512_見本持出し許可貨物情報／
SAL014_見本持出し許可申請控情報／SAL015_見本持出し許可通知情報／SAL016_見本持出し許可情報／
SAL017_見本持出し許可貨物情報
- ③ 管理資料：G05_貨物取扱等一覧データ／S13_航空輸出貨物取扱等一覧データ／T20_航空輸入貨物取扱等一覧データ

（MMA業務の入力画面）

（MHA業務の入力画面）

（出力帳票例：見本持出し許可申請控情報）

Ⅶ 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 Ⅳ-6-他	「担保照会（IAS）」業務の改善
----	----------	------------	-------------	------------------

- ・ 照会結果画面からそのまま次に照会する 担保登録番号 及び 担保提供者コードの入力を可能とすることにより、繰返しによる照会ができるように変更する。

詳細仕様検討結果

（IAS 入力画面）

（IAS 照会結果画面）

（IAS 照会結果画面）

（IAS 照会結果画面）

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	「為替レート照会（IER）」業務の改善
----	----------	------------	--------------	---------------------

- ・ 照会結果画面からそのまま次に照会したい為替コードの入力を可能とすることにより、繰返しによる照会ができるように変更する。

詳細仕様検討結果

(I E R 入力画面)

(I E R 照会結果画面)

(I E R 照会結果画面)

(I E R 照会結果画面)

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第14回 WG	基本 IV-6-他	口座使用明細書の出力内容の見直し
----	----------	------------	--------------	------------------

- ・ 口座使用明細データ（出力情報コード：C B F 7 6 2）における「AWB番号／社内整理用番号」欄の出力内容について見直しを実施する。

詳細仕様検討結果

1. 「AWB番号／社内整理用番号」欄を、「AWB番号」欄と「社内整理用番号」欄に分割して出力するように変更する。
2. 航空については、「AWB番号」欄にAWB番号、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。
3. 海上については、「AWB番号」欄はスペース、「社内整理用番号」欄に社内整理用番号を出力するように変更する。
4. 「修正申告事項登録（AMA）」業務で入力された社内整理用番号を「社内整理用番号」欄に出力するように変更する。

口座使用明細フォーマットイメージ（次期）

	A	B	C	D	E	F
1	(出力共通項目)					
2	99999999					
3	口座使用明細データ（貿易用別集積簿）					
4	口座番号	XXXXXXXXXXXX	NNNNNNNNNNNN			
5						
6	AWB番号	輸入申告書の番号	AWB番号	社内整理用番号	納税番号コード	納税番号番号
7	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
8	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
9	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
10						
11						
12	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
13	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
14	XXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX	XXXXXXXXXX
15	NN					
16	申告件数計	納付件数計	引当金・税額計			
17	22229	22229	22222222	22229		
18	申告科目計	申告科目計納付件数計	引当金・税額計			
19	X	22229	22222222	22229		
20	X	22229	22222222	22229		

VII 詳細仕様検討結果

通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸入許可データ配信先の見直し（1）
----	----------	------------	--------------	-------------------

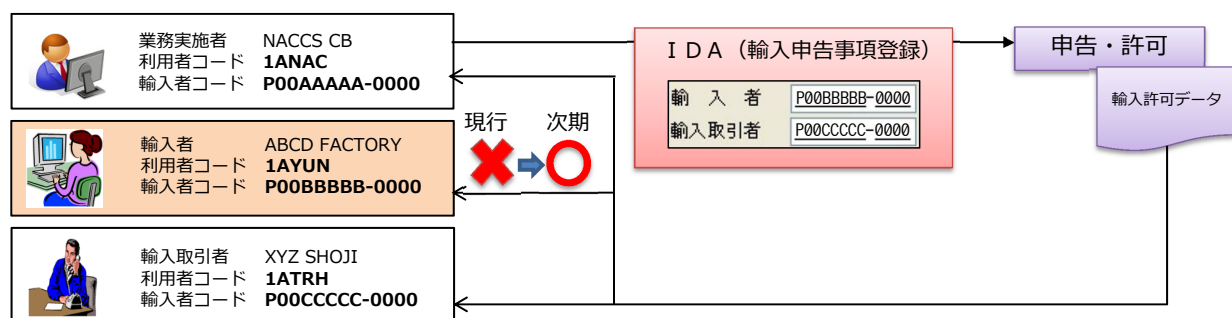
- ・ 輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄の双方に入力がある場合、輸入者及び輸入取引者の双方に輸入許可データを配信可能とする仕様に変更する。

詳細仕様検討結果

輸入申告等において、輸入者コード欄及び輸入取引者コード欄に入力がある場合は、双方が輸入許可データの配信を受けることが可能となるよう仕様を変更する。変更対象となる業務は以下のとおり。

- ① 「輸入申告（IDC）」業務
- ② 「シングルウィンドウ輸入申告（SWC）」業務
- ③ 「一括特例申告（TKC01）」業務
- ④ 「輸入申告変更（IDE）」業務

パターン① 輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、通関業者が輸入申告業務を実施した場合

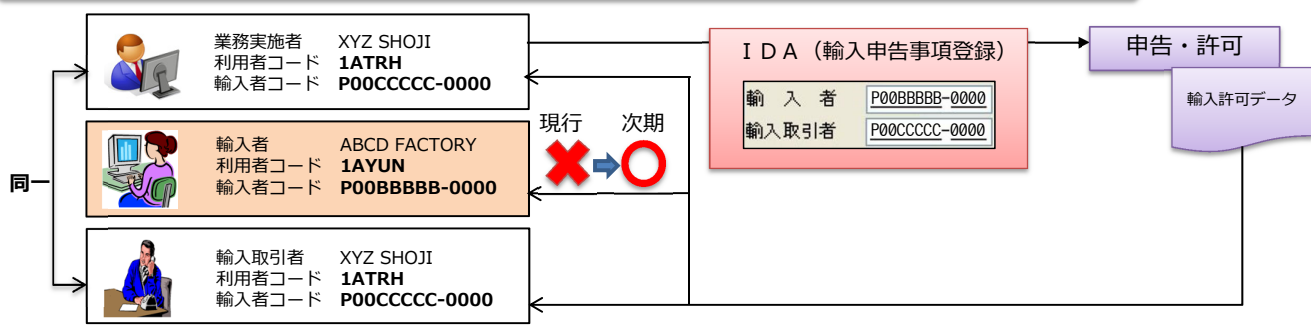


VII 詳細仕様検討結果

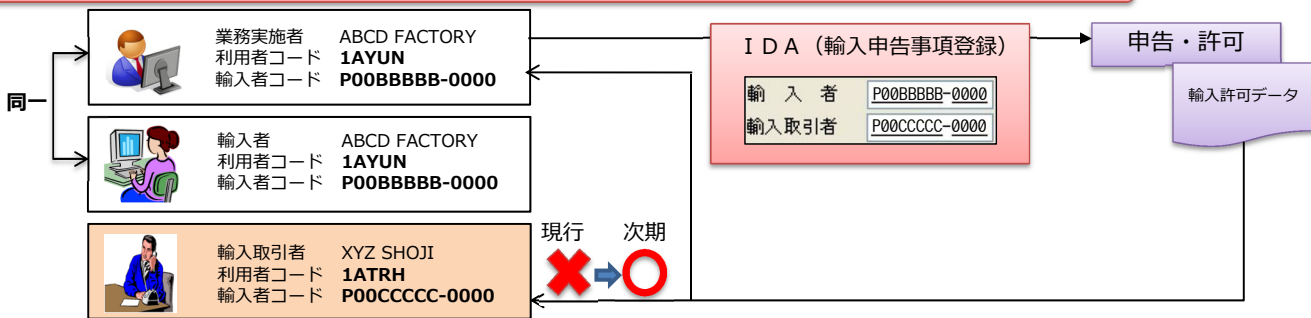
通関	航空 海上	第15回 WG	基本 IV-6-他	輸入許可データ配信先の見直し（2）
----	----------	------------	--------------	-------------------

詳細仕様検討結果

パターン② 輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、輸入取引者が輸入申告業務を実施した場合



パターン③ 輸入者コード及び輸入取引者コードを入力し、輸入者が輸入申告業務を実施した場合



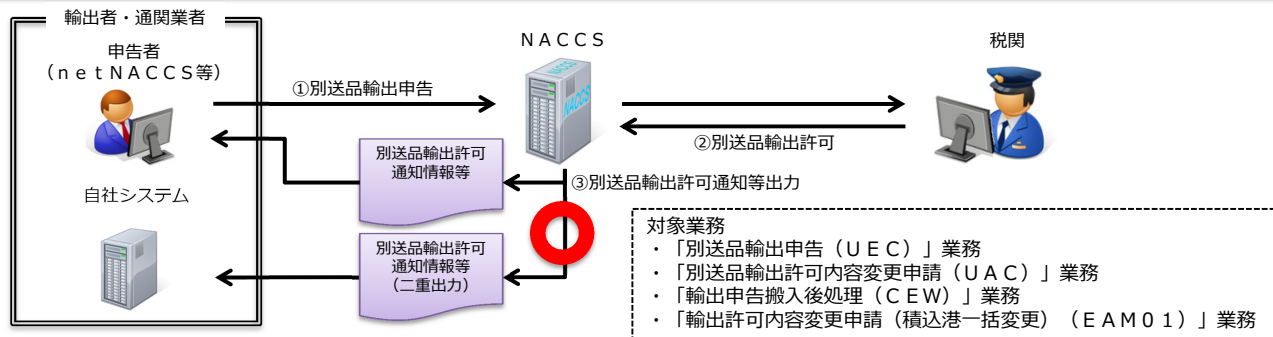
VII 詳細仕様検討結果

通関 航空 海上 第15回 WG 基本 IV-6-他 別送品輸出許可通知情報等の二重出力の可能性

- 別送品輸出許可通知情報等について、二重出力用の出力情報コードを追加する。

詳細仕様検討結果

二重出力用の出力情報コードを設定し、申告者の自社システム宛への出力を可能とする。



出力情報	海 上		航 空	
	出力情報コード (既存)	二重出力用出力情報コード	出力情報コード (既存)	二重出力用出力情報コード
別送品輸出許可通知情報 (簡易)	SAE1KF	SA <u>Y</u> 1KF	AAE1KF	AA <u>Y</u> 1KF
別送品輸出許可通知情報 (書類・検査)	SAE2KF	SA <u>Y</u> 2KF	AAE2KF	AA <u>Y</u> 2KF
別送品輸出許可内容変更通知情報 (簡易)	SAE461	SA <u>Y</u> 461	AAE461	AA <u>Y</u> 461
別送品輸出許可内容変更通知情報 (書類・検査)	SAE462	SA <u>Y</u> 462	AAE462	AA <u>Y</u> 462

航空業務編